

# 人権条約の解釈・適用紛争に対する 国際司法裁判所の管轄権の 時間的範囲に関する一考察

薬師寺公夫\*

## 目 次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 人権条約の裁判条項に基づいて国際司法裁判所に提起された紛争に対する時間的管轄権  
——問題状況と ICJ の対処の仕方——
- 第3章 人権条約の当事国間対世的義務に対する国際司法裁判所と人権条約実施機関の時間的管轄権に対するアプローチの違い  
——人権条約実施機関と ICJ は何が違うのか——
- 第4章 むすびにかえて

## 第1章 問題の所在

執筆者は、論文「国際司法裁判所の管轄権の時間的範囲に関する一考察——PCJI/ICJ の先例から何が導き出せるか——」<sup>1)</sup>において、①二辺的条約の解釈・適用に関する紛争の裁判付託条項、②PCIJ/ICJ 規程36条2項の選択条受諾宣言の合致、③一般裁判条約に基づいて設定される PCIJ/ICJ の裁判管轄権の時間的範囲に関する先例法理を検討した。その結果、少な

---

\* やくしじ・きみお 立命館大学名誉教授

1) 薬師寺公夫「国際司法裁判所の管轄権の時間的範囲に関する一考察——PCJI/ICJ の先例から何が導き出せるか——」立命館法学2025年2・3号下巻（創立125周年記念論文集）、1029-1068頁。

くとも次の点が確認された。

第 1 に、提起された紛争に対する裁判所の時間的管轄権の有無を決定するために、判定のための基準日が決定されてきた。①と③では原則として、紛争当事国間に条約関係が成立する日（遅れて当事国となる国に条約が発効した日）が基準日とされ、最近では「決定的期日 (critical date)」<sup>2)</sup> と呼称する傾向がある（財産権事件 ICJ 判決、国家の裁判権免除事件 ICJ 反訴命令、ジェノサイド条約適用（アゼルバイジャン対アルメニア）事件先決的抗弁判決等）。他方、②では選択条項受諾宣言に付された時間的留保及びその留保の相互主義的効果によって裁判所の管轄権の時間的範囲が決定されるため、より時間的制約の大きい選択条項受諾宣言の寄託日又は宣言が指定する日が基準日とされる傾向が強い。ただ実行は必ずしも統一的ではなく、「決定的期日」の概念を用いる実行も見られない。

第 2 に、「紛争」（又は紛争主題）及びその発生日の特定がそれ自体で紛争当事国間の重要な争点になることがある（インターハンデル事件、武力行使（ユーゴスラビア対ベルギー）事件）が、②ではベルギー型留保などの時間的留保が、「紛争」の発生日だけでなく、「紛争」を生じさせた「出来事（事態、事実又は行為）」の発生日をも基準日以降に生じたことを要求するため、裁判所の時間的管轄権の決定は一層複雑であった。「紛争」の発生が基準日

---

2) この文脈で使用される決定的期日は、領土紛争の際に使用される決定的期日とは意味内容が異なる。「決定的期日 (critical date)」の意味は執筆者により必ずしも一致していないので注意が必要と思われる。Cf. C. Tomuschat, Article 36, A. Zimmermann and C. Tams eds., *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*, Third Edition (Oxford UP, 2019), p. 770 (§93); R. Kolb, The Compromissory clause of the Convention, P. Gaeta, *The UN Genocide Convention: A Commentary* (Oxford UP, 2009), p. 420; R. Kolb, The scope *ratione materiae* of the compulsory jurisdiction of the ICJ, *ibid.*, pp. 447-448 and note 19. 欧州人権条約実施機関は個人申立に対する時間的管轄権の有無を判断するための基準日として「決定的期日」を用いてきた。Kimio Yakushiji, Jurisdiction *ratione temporis* over continuing violation and a violation of procedural obligation under the International Covenant on Civil and Political Rights, *Réciprocité et Universalité: Sources et régimes du droit international des droits de l'homme en l'honneur du professeur Emmanuel Decaux* (A. Pedone, 2017), pp. 411-413.

の後であっても、その「真正な原因 (real cause)」となる「出来事」が基準日の前又は後のいずれで発生したのか、「紛争」が基準日をまたぐ継続的行為といえるか、合成的行為が基準日以降に「紛争」に結晶化したといえるかなど、裁判所の時間的管轄権を決定するためには、事件の「紛争」主題と援用される出来事(紛争の対象となる権利の形成行為、直接の侵害行為とその救済手段の関係など)との間の因果関係の直接性又は真正性が事件の諸事情に照らして十分に検討されることが要請された(モロッコ燐塩塩事件、ソフィア電気会社事件、インド領通行権事件など<sup>3)</sup>)。同様の問題は、多様な紛争を対象とせざるをえない③においても発生し、これまでの先例を見る限り同様の処理方法が採用されてきた(財産事件、国家の裁判権免除事件反訴請求など)。

これに対して第3に、①では裁判所の事項的管轄権が当該条約の解釈・適用に関する紛争に狭く限定されており、条約の実体的義務が効力を生じるのは原則として紛争当事国間に条約が発効して以降(条約法条約28条)となるため、原則として条約発効より前には当該条約の解釈・適用紛争は発生しないと推定される。しかし、①の下での管轄権行使の先例とされるマブロマチス特許事件のPCIJ判決(「疑わしい場合には、国際協定に基づく管轄権は、その設定後にそれに付託されたすべての紛争に及ぶ」<sup>4)</sup>)とアムバティエロス事件のICJ判決(「遡及を認める解釈を必要とするような特別の条項又は特別の目的も本件には存在しない。したがって、1926年条約のどの規定も、批准より前に効力を生じていたとみなさなければならないとすることは不可能である」<sup>5)</sup>)とは正反対の命題を提示した。両事件は条約等の規定から基準日より前の出来事に裁判所の管轄権を及ぼすことが導ける事例だったといえるが<sup>6)</sup>、各命題が

---

3) See also, C. Tomuschat, Article 36, A. Zimmermann and C. Tams eds., *supra* note 2, pp. 770-771 (§93-§95).

4) *The Mavromatis Palestine Concessions*, Judgment of August 30<sup>th</sup> 1924, PCIJ, Series A, No.2, p. 35.

5) *Ambatielos case (jurisdiction)*, Judgment of July 1<sup>st</sup> 1952, ICJ Reports 1952, p. 28 at p. 40.

6) マブロマチス特許事件は国(英国)対私人(マブロマチス)間の紛争が国家(ギリシャ)

文脈を離れて一人歩きしている感がある。アムバティエロス事件判決後、条約不遑及の原則を理由に裁判付託条項が自国に効力を生じる前に発生した出来事に関する請求に対する ICJ の時間的管轄権を否定するのが原則だと述べつつも、人権条約の重大な侵害に関する請求では、紛争当事国間に条約の効力が生じる前の出来事にも何らかの理由を用いて ICJ の時間的管轄権を肯定する傾向が見られる（ジェノサイド条約適用諸事件、訴追か引渡しかの義務事件等）。人権条約中の義務の対個人的又は *erga omnes partes* な性格が ICJ の管轄権の時間的範囲に影響を及ぼしうるか否かが問題にもなっている。

第 4 に、インターハンデル事件 ICJ 判決は、「相互主義は、ICJ の管轄権をより広く受諾した国が他の当事国が設定した受諾に対する留保を援用することを可能にするが、そこで相互主義の効果は終わる」<sup>7)</sup>と述べて、米国とスイスの選択条項受諾宣言に基づく ICJ の管轄権が成立した後は、ICJ の管轄権はスイスの受諾宣言の発効前に発生した紛争（非敵性財産に関するワシントン協定上の義務の遵守をめぐる）にも及ぶことを認め、相互主義の適

---

対英国) 間紛争に転化するのには委任状の効力が紛争当事国間に効力を生じた日 (1923 年 9 月 29 日) より後のことであり、ローザンヌ条約附属議定書から導き出されるマプロマチス特許の保護は委任状 11 条 (国際義務の遵守) を介して委任状の義務となっており、委任状 27 条には委任状に関するどのような国家間の紛争も PCIJ の管轄権の下に入る事が定められていたので、PCIJ の時間的管轄権が肯定された。ローザンヌ条約議定書の義務の未発効の問題は残るが、論理的にみても委任状の裁判条項の無理のない解釈と考えられる。他方アムバティエロス事件でも、1886 年の通商航海条約及び附属議定書の規定の下でのアムバティエロスの権利保護の問題については、1926 年通商航海条約の附属宣言の中で紛争処理の仕方を定めており、ICJ が附属宣言を 1926 年条約の一部と認めた以上は、アムバティエロスの取扱いに関する 1886 年条約及び附属議定書に基づく国家間紛争は 1926 年条約の解釈・適用紛争に該当し、1926 年条約の裁判条項 (29 条) に基づいて ICJ に付託された紛争として、1926 年条約附属宣言に定める方式、すなわち 1886 年通商条約附属議定書に定める仲裁裁判を命じることまでは ICJ の管轄権の範囲内だとした判断は解釈論理としては首肯できるものである。引用される命題は、ギリシャの類似条項理論という陳腐な主張を論駁するために述べられたものである。詳細は、薬師寺公夫、前掲論文 (注 1)、1042-1046 頁参照。

7) *Interhandel Case, Judgment of March 21<sup>st</sup> 1959, ICJ Reports 1959, p. 6 at pp. 22-23.*

用を求めた米国の抗弁を却けた。ところが人種差別撤廃条約 (ICERD) 適用 (アゼルバイジャン対アルメニア) 事件<sup>8)</sup> で ICJ は、相互主義を理由として、アゼルバイジャン (AZ) が同条約の当事国となった日 (1996年9月15日) より前に同国の一部を占領したアルメニア (AR、1993年7月23日から条約当事国) 軍等が占領地域で行った条約違反行為の宣言判決等を求めた請求部分については、裁判所の時間的管轄権を認めなかった。スイス又は AZ が ICJ の管轄権を受諾する前にも、米国はワシントン協定上の義務を負い、AR は ICERD 上の義務を負っていたが、後者の場合 AR と AZ 間に条約は発効していなかった。相互主義は手続的レベルで要求されるのか実体的レベルでも要求されるのかが問われうる。

以上のような新たな問題状況に鑑み、執筆者は、ジェノサイド条約適用 (アゼルバイジャン対アルメニア) 事件の ICJ 先決的抗弁判決が検討した問題、すなわち、以上のような特徴をもつ裁判所の時間的管轄権に関する先例法理が、対個人的及び対世的な性格をもつ人権条約義務の重大な違反の有無及びその救済を主題とするような国家間紛争にもそのまま妥当するののかという問題に着目する。以下では次の順序でこの問題の検討を行いたいと考える。ICJ は従来から、「規範の対世的性格と管轄権に対する同意の原則とは二つの異なる事柄であり」、「紛争において対世的な権利及び義務が問題になっているという単なる事実がその紛争を審理する ICJ の管轄権を与えるわけではない」(コンゴ領域における軍事活動 (コンゴ民主共和国対ルワンダ) 事件2006年管轄権・受理許容性判決、東チモール事件1995年判決) と指摘してきた<sup>9)</sup>。しかし ICJ の実行は必ずしもこの考え方に従って処理されてきたとは

---

8) ICJ, *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Azerbaijan v. Armenia)* (hereinafter referred to as *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)*), *Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024*, *General List No. 181*, available at <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-00-en.pdf>> visited on 31 December 2024, at paras. 28 and 29.

9) *Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (Democratic*

いえない。後述するように、1996年のジェノサイド条約適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア）事件の ICJ 先決的抗弁判決は、両国間にジェノサイド条約が効力を生じていたとはいえなかったボスニア・ヘルツェゴビナで発生した紛争の当初における民族浄化の事実についても裁判所が条約を適用する時間的管轄権を有することを認め、条約当事国間の対世的義務を根拠にベルギーの当事者資格を認めた訴追か引渡しかの義務事件の ICJ 判決は、拷問等禁止条約上アプレの訴追義務を負わないベルギーがセネガルのアプレ訴追義務違反について請求を行う当事者資格を認めた点で、一見する限りでは「相互主義」について人種差別撤廃条約適用（アゼルバイジャン対アルメニア）事件の ICJ 先決的抗弁判決とは異なる処理の仕方をしたようにも見える。さらに人権条約実施機関の国家間申立（通報）事件に対する決定の中には、紛争当事国間に手続的義務が成立した日以降に提起された申立（通報）であれば、申立国が条約当事国となる前に発生していたとされる被申立国の義務違反を援用することができるとする決定が、少なくとも複数存在しており、前掲拙稿の冒頭で取り上げた人種差別撤廃条約適用（アゼルバイジャン対アルメニア）事件でも、この点が争点となった。そこで本稿では、提起された問題に、次のような検討を行うことで、今後の議論に何らかの示唆を与えることができると考える。第 2 章では、人権条約の裁判条項に基づいて ICJ に提起された紛争、特にジェノサイド条

---

*Republic of the Congo v. Rwanda*), *Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Reports 2006*, p. 6 (hereinafter referred to as *Armed Activities on the Territory of Congo, 2006 Judgment*) at p. 32, para. 64; *East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, ICJ Reports 1995*, p. 90 at p. 102, para. 29. コンゴ領域軍事活動事件判決は、さらに、ジェノサイド条約 9 条に対するルワンダの留保が集団殺害行為に関する実体的義務自体に影響を与える留保ではなく、条約の解釈適用又は履行に関する紛争解決の特定の方法を排除する留保であるから条約目的と両立しないものとはみなせず、人種差別撤廃条約 22 条に対するルワンダの同様の留保についても、他の条約当事国の少なくとも 3 分の 2 が異議申立をしておらず、ジェノサイド条約 9 条に対する留保について示した根拠が必要な変更を加えて適用できるとして条約目的と両立しない留保には該当しないと判断した (*Armed Activities on the Territory of the Congo, 2006 Judgment, supra* note 9, p. 35, paras. 76-79.)。

約に関する紛争において、ICJの時間的管轄権についてどのような問題が生じ、ICJがどのように対処してきたのかを整理するとともに、拷問等禁止条約の対世的義務の履行をめぐる生じた国家間紛争において検討された時間的管轄権と検討されなかった時間的管轄権の問題を整理しておきたい。続く第3章では、アゼルバイジャン対アルメニア事件先決的抗弁判決における多数意見と少数意見の対立点に関する検討を行うとともに、人権条約実施機関の国家申立(通報)手続の性格に関する理解とICJの国家間紛争解決手続の性格に関する理解の異同について検討を加えたいと思う。第4章では、これらの検討を通じて、現時点としては何がICJの先例法理と言えるのかを明らかにした上で、残された課題について若干の点を指摘しておきたい。

## 第2章 人権条約の裁判条項に基づいて 国際司法裁判所に提起された紛争に対する時間的管轄権 ——問題状況とICJの対処の仕方——

### 第1節 ジェノサイド条約9条の下でのICJの時間的管轄権

#### ——管轄権の有無を決定するための基準日とそれより前に生じた 条約違反行為に対するICJの管轄権の有無の根拠——

ジェノサイド条約9条は、「この条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争は、集団殺害又は第3条に列挙する他の行為のいずれかに対する国の責任に関するものも含め、紛争当事国のいずれかの請求により国際司法裁判所に付託する」と定める。ICJは同条約に定める実体的義務が obligations *erga omnes partes* としての性格並びに国際法上の強行規範としての性格を有することを認めている<sup>10)</sup>。しかし第1章で言及したように、義

---

10) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 1996, p. 595* (hereinafter referred to as *Application of the Genocide Convention (Bh v. Yugoslavia), 1996*)

務の *erga omnes partes* 又は *peremptory* な性格と、ICJ の管轄権は紛争当事国双方の同意に基づかなければならないという規則とは別次元の事柄であり、前者の性格を有する権利・義務が争点となっているという事実が ICJ にその紛争を審理する管轄権を付与するものではないことも、ICJ は繰り返し確認してきた<sup>11)</sup>。また ICJ によれば、国際法に基づき生じる義務の存否及び拘束力の有無の問題とその義務の遵守に関する紛争について決定する管轄権をもつ裁判所が存在するか否かの問題は根本的に異なる問題であって、そのような裁判所が存在しなくても義務が存在する限り、国はその義務違反には責任を負わなければならない<sup>12)</sup>。しかし 9 条に基づく ICJ の事項的管轄権はあくまでジェノサイド条約上の義務に限定され、慣習国際法上の集団殺害禁止義務にも及ばないが、他方被告国が同条約に違反したか否か及びその法的結果の問題について決定するためには、同条約だけでなく、条約解釈及び国家責任に関する一般国際法の規則に言及することが必要となり、その限りでこれらの規則は裁判所の検討対象となる、というのである<sup>13)</sup>。

裁判付託条項に基づき ICJ の管轄権が設定される場合、紛争又は紛争を生じさせた出来事が ICJ の時間的管轄権の範囲に入るか否かを決定するための基準日 (又は決定的期日) となるのは、原則として、裁判付託条項を定めた条約 (本節ではジェノサイド条約) が紛争当事国間に効力を生じる日で

---

*Judgment*), at p. 616, para. 31; *Armed Activities on the Territory of Congo, 2006 Judgment*, *supra* note 9, pp. 31-32, para. 64; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia)*, *Judgment*, *ICJ Reports 2015*, p. 3 (hereinafter referred to as *Application of the Genocide Convention (Croatia v. Serbia), 2015 Judgment*) at pp. 46-47, para. 87.

11) *Ibid.*, pp. 46-47, paras. 87-89; *Armed Activities on the Territory of Congo, 2006 Judgment*, *supra* note 9, p. 32, para. 64.

12) *Ibid.*, pp. 52-53, para. 127; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, *Judgment*, *ICJ Reports 2007*, p. 43 (hereinafter referred to as *Application of the Genocide Convention (BH v. SM), 2007 Judgment*), at pp. 104-105, para. 148.

13) *Ibid.*, p. 105, para. 149.

あった。しかし現在までのところ、ジェノサイド条約の解釈・適用紛争について時間的管轄権が争われた事件は、同条約の当事国であり9条に留保付していなかった旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国(SFRY)の解体過程で生じたいわゆる民族浄化(ethnic cleansing)と呼ばれる行為のジェノサイド行為該当性が争われた諸事件に限られており<sup>14)</sup>、これらの事件では元々

---

14) ジェノサイド条約適用関連事件の内、ガンビア対ミャンマー事件では、ミャンマー(1956年3月14日批准書寄託)とガンビア(1978年12月29日加入)の間に条約が効力を生じたのはガンビアの条約加入時であり、ガンビアが訴訟(2019年11月11日提訴)でミャンマー国軍によるロヒンギヤに対する集団殺害該当行為とみなした掃討作戦は2016年10月以降の行為であったから、ミャンマーの先決的抗弁でもICJの時間的管轄権の問題は提起されていない(*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2022, p. 477 at pp. 490-491, paras. 28-32.*)。ウクライナ対ロシア事件でも、ロシア(ソ連:1954年5月3日批准書寄託)とウクライナ(1954年11月15日比重書寄託)の間に条約が効力を生じたのはウクライナの条約加入時であり、当時両国は条約9条に留保を付していたが、ソ連崩壊後もロシアはソ連の継続国(continuing State)としての地位を維持し、9条に対する留保をロシア(1989年3月8日)もウクライナ(1989年4月20日)も撤回していた。本件紛争を生じさせる原因となる出来事は2014年ドンバス紛争の頃から起こっていたが2022年2月26日のウクライナによる提訴の直接の原因となったのはロシアプーチン大統領が特別軍事作戦の開始(2022年2月24日)の口実としたウクライナ東部の事態に対するウクライナの明確な否定であった。したがって本件では仮保全措置命令でも先決的抗弁判決でも、ICJの時間的管轄権の問題は生じていない(*Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment on the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Provisional Measures, Order of 16 March 2022, ICJ Reports 2022, p. 211 at pp. 217-218, paras. 24-27 and pp. 220-223, paras. 32-49; Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment on the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation; 32 States intervening), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2024, p. 320, at pp. 388-391 paras. 29-37.*)。同様に南アフリカ対イスラエル事件でも、イスラエル(1950年3月9日批准書寄託、9条に留保なし)と南ア(1998年12月10日加入書寄託、9条に留保なし)の間に条約が効力を生じたのは南アの条約加入時であり、本件紛争の直接の原因となる出来事はハマスによる2023年10月7日のイスラエルに対するテロ攻撃とそれに対するイスラエル軍によるガザ地区に対するハマスの殲滅のための全面的軍事行動であったため、仮保全措置命令において、本件紛争に対するICJの時間的管轄権の問題は提起されていない(*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Provisional Measures, Order of 26 January 2024, ICJ Reports 2024, p. 3 at pp. 10-16, paras. 13-32.*)。

条約義務が適用されるはずの領域で複雑な条約承継問題のため ICJ の時間的管轄権を決定するための基準日を設定すること自体が困難を伴った。そこで以下では、裁判付託条項に基づく ICJ の時間的管轄権に独特の問題を生じさせたジェノサイド条約適用 (BH 対 ユーゴスラビア (FRY))・(BH 対 SM) 事件、並びに、ジェノサイド条約適用 (クロアチア対セルビア) 事件を対象に、ICJ の時間的管轄権を決定するための基準日 (以下「管轄権の決定基準日」という。) をめぐる争点と、基準日より前の民族浄化行為に対する ICJ の管轄権行使の根拠について検討する。

- (i) ジェノサイド条約適用 (BH 対 FRY) 事件における ICJ の時間的管轄権の決定基準日とそれより前の出来事に対する管轄権の行使
  - (a) 1996年先決的抗弁判決による時間的管轄権の決定基準日の一応の設定とそれより前の出来事に対する ICJ の時間的管轄権の肯定

SFRY の解体過程で、BH はムスリム及びクロアチア系住民を中心に1992年3月6日に独立を宣言したが、SFRY への残留を主張したセルビア系住民がスルプスカ共和国を樹立して同年4月から内戦状態となり、1992年4月27日にはセルビアとモンテネグロ (SM) が SFRY の継続国 (continuing the personality of the SFRY) として——他の分離独立国・元共和国及び国際社会の多数の国はこの主張を認めなかった——FRY 樹立を宣言し、BH 内戦においてセルビア系住民を支援した。内戦では民族浄化と呼ばれる住民の大量殺戮や組織的レイプ等が行われたため、BH は1993年3月20日ジェノサイド条約9条を管轄権の基礎として同条約の違反等を理由に FRY を ICJ に訴えた<sup>15)</sup>。FRY は、同条約が両国間に効力を生じていなかったこと

---

15) この事件の全体の概要は、さしあたり、湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ) (判決2007年2月26日) (1) ~ (3・完)」立命館法学2011年1号、436-510頁、2011年4号、398-459頁、2012年2号、494-558頁；山形英郎「ジェノサイド条約適用事件」薬師寺・坂元・浅田・酒井編代『判例国際法〔第3版〕』(東信堂、2019年)、614-619頁参照。

又はBHの主張する紛争が条約9条に定める紛争に該当しないことを主要な内容とする先決的抗弁を提起した。1996年のICJ先決的抗弁判決は、裁判所の時間的管轄権以外の管轄権問題について次のように判断した。①BHは1992年5月22日の安保理及び総会決議に従い国連加盟国となりジェノサイド条約締約国となる資格を得ていた。FRYがBHを承認していなかった事実は1995年12月14日の Dayton 合意で解消されたから不承認が多数国間条約の当事国間関係に及ぼす影響には踏み込む必要はない。裁判所の管轄権は通常訴訟手続の開始日(本件では1992年3月20日)をもって評価しなければならないとしても、マプロマチス特許事件のPCIJ判決以来、後日修復可能な手続的瑕疵を理由に管轄権を否定しない先例があり、BHは本件と同じ訴訟をいつでも再提起できたから提訴時にFRYがBHを承認していなかった事実はICJの(人的)管轄権に対する障害とはならない<sup>16)</sup>。②BHは、FRYがさまざまな形態でジェノサイド条約に違反し国際責任を負うことを宣言し並びにFRYに条約違反行為の停止と適切な賠償を命じるようICJに請求し、FRYはBHの主張を全面的に否定したから両国間に、条約の履行をめぐる法律的紛争が生じていた<sup>17)</sup>。条約は戦時か平時か、国際武力紛争か国内武力紛争かに関係なくあらゆる集団殺害行為に適用され、集団殺害を防止・処罰する国の義務はその対世的性格のために領域外行為にも及び、さらに条約9条に定める国の責任には国自身が行った集団殺害行為に対する責任も含まれるから、本件において集団殺害に対する国の責任を含む条約の解釈・適用・履行に関する両国間の紛争が存在することは明白である<sup>18)</sup>、と。

他方、ICJの時間的管轄権については、従来の実行に従えば、紛争当事国間にジェノサイド条約が効力を生じる日を基準日に設定し、それよりも

---

16) *Application of the Genocide Convention (BH v. Yugoslavia)*, 1996 Judgment, *supra* note 10, pp. 611-614, paras. 19-20 and 25-26.

17) *Ibid.*, pp. 614-615, paras. 27-29.

18) *Ibid.*, pp. 615-617, paras. 31-33.

前に生じた紛争又はそれより前に生じた出来事に起因する紛争については原則として裁判所の時間的管轄権が及ばないということになるが、本件では、元々条約当事国だった国が解体して新国家が誕生したため紛争当事国間にジェノサイド条約の効力が生じた日を決定すること自体が困難であった。FRY が1992年4月27日の同国樹立宣言の日に国連事務総長に対してSFRY の継続国としてジェノサイド条約に引き続き拘束されることを通告し、その後FRY を条約当事国と認めることに対する他の条約当事国の反対もなかったため、ICJ は、FRY については（SFRY の継続国か承継国かについてふれることなく）、BH の提訴日には同条約に拘束されていた、とのみ認定した<sup>19)</sup>。これに対し1992年3月6日にSFRY からの独立を宣言したBH の場合、同国が1992年12月29日になって国連事務総長に対してSFRY が締結していたジェノサイド条約を独立の日に遡及して承継することを通告し（自動承継論）、FRY がその対抗力を否定したことから、両国間に条約の効力が生じたのはいつの時点かが問題となった。FRY は、先決的抗弁において、①両国が相互に国家承認したのは1995年12月14日のデイトン合意である（第6抗弁1）、又は、②1992年12月19日のBH の通告は加入申請に該当し、条約13条に従い、両国間に条約が効力を生じたのは1993年3月29日であった（第6抗弁2）、又は、③1992年12月19日のBH の通告を受け取った国連事務総長が他の条約当事国に通知したのは1993年3月18日であった（第7抗弁1）、又は、④承継通告が一般国際法に従いBH については1992年3月6日に遡及して効力を生じるとしても、承継意思の表明は1992年12月29日（国連の批准・加入・承継登録にはこの日付を記載）であったとして、これらの代替的な各期日より前の時点において両国間には条約関係が生じておらず、したがってこれらの各期日より前の出来事についてICJ は時間的管轄権を有しない、と主張した<sup>20)</sup>。②は、BH に対する人的管轄権の問題をも生じさせるが、BH の当事者資格についてICJ は、前述の①（243頁）と同様

19) *Ibid.*, p. 610, para. 17.

20) *Ibid.*, pp. 607-608, para. 15 (Sixth and seventh preliminary objections).

に手続的瑕疵の修復論で処理した<sup>21)</sup>。

ICJ は、BH によるジェノサイド条約の自動的承継に基づく承継の可能性も排除されないとはしつつも本件では、1993年3月20日(BHによる提訴日)にはICJの本件紛争に対する時間的管轄権は成立していたと述べるにとどめた<sup>22)</sup>。1992年12月29日の承継通告当日からの承継又は3月6日に遡及しての承継のいずれになるかについては判断せず、遅くとも1993年3月20日の請求状提出日には条約当事国であったとのみ判断した<sup>23)</sup>。前述したように本件に対する人的及び事項的管轄権を認めたICJは、残された時間的管轄権の問題にふれ、FRYの主張するように条約は両当事国間に効力を生じたとされる各期日より後の出来事にのみ適用できるか否かについて、「ジェノサイド条約(特に9条)は、時間的管轄権の範囲を[FRYが主張するような仕方]で制限するような目的又は効果を有する条項を含んでいないし、当事国はそのような目的の留保を同条約に付し又はデイトン・パリ合意署名の際に付さなかった。したがって裁判所は、本件においてBHで発生した紛争の当初から生じてきた関連事実について、ジェノサイド条約を適用する管轄権を有すると認定する。さらに、この認定は1951年に本裁判所が定義した前述のジェノサイド条約の趣旨及び目的に合致している」(カギ括弧内及び傍線は筆者の追加)と判示した<sup>24)</sup>。これに対し、クレカ判事の反対意見は、ジェノサイド条約(の実体規定)が遡及効を有しない場合には9条も遡及効を有さず、本件の場合条約がBHにつき効力を生じた又は同国とFRYの間に効力を生じた後に起こった出来事にのみ適用されるのであって、ICJが行った本件とマプロマチス特許事件との間の類推は説得力がなく、むしろ本件とアムバティエロス事件の間の類推の方が適切だとする反対意見を

---

21) *Ibid.*, pp. 612-614, paras. 23-26.

22) *Ibid.*, pp. 611-612, paras. 20-23.

23) *Ibid.*, pp. 610-612, paras. 18-24.

24) *Ibid.*, p. 617, para. 34.

述べた<sup>25)</sup>。

以上のように、ICJ は BH については条約承継を認めた。その効果として、ICJ が仮に自動的承継論 (条約承継条約17条1項) を採用し、1992年3月6日に両国間にジェノサイド条約の効力が生じていたと認定しておれば、同条約 (及び9条) の遡及適用の問題は生じていなかった。しかし、ICJ は、裁判付託条項の決定的期日を特定することを避け、少なくとも提訴時点 (1993年3月20日) においては同条約が両国間に効力を生じていたと決定したことにより、同日より前に BH 内で発生した多数の民族浄化事件に対して ICJ が時間的管轄権を有するか否かという問題に直面することになった。元々ジェノサイド条約が適用されていた領域であるだけに ICJ は、明示の言及はしていないがマブロマチス特許事件 PCIJ 判決に依拠して、本件提訴時点より前のジェノサイド的行為に対する裁判所の管轄権を肯定したと思われる。しかしこの認定は、条約自体の遡及的適用又は慣習国際法上の集団殺害行為の禁止義務の適用を認める何らの手がかりもジェノサイド条約その他から導き出せない場合には、「疑わしい場合には、国際協定に基づく管轄権は、その設定後にそれに付託されたすべての紛争に及ぶ」と述べたマブロマチス判決に依拠するだけでは正当化が難しく、アムバティエロス事件 ICJ 判決が言及した「条約の特別の目的」にも言及したものと想像される。判決は、集団殺害を防止・処罰する義務の対世的性格にも言及したが、BH における武力紛争開始時点で FRY は SFRY の継続国としてジェノサイド条約当事国であったから BH との条約関係の有無に関係なく条約上の義務を遵守する客観的義務を負っていたという意見は、この段階では BH からも裁判官からも提示されてはいない。

(b) 時間的管轄権に関する1996年先決的抗弁判決の

2007年本案判決による追認と時間的管轄権の行使

1996年先決的抗弁判決後の事態の推移は、問題は BH にあるのではなく

---

25) Dissenting opinion of Judge Kreća, *ibid.*, pp. 794, para. 120.

FRYの方に生じていたことを明白にした。すなわちFRYはSFRYの継続国であるという同国の主張は国際社会の認めるところとならず、他方、FRYはSFRYからの独立国として国連加盟を申請していなかったために、新政権誕生後の2000年になって、1992年の安保理決議777及び総会決議47/11に応じて新たに国連加盟申請を行い、2000年11月1日に加盟が承認された(安保理決議S/RES/1326, 総会決議55/12)。FRYは2003年に1996年先決的抗弁判決に対する再審請求を提起したが、同請求はICJ規程61条の手続的要件を満たしていないとして受理非許容とされた<sup>26)</sup>。さらに、武力行使の合法性(セルビア・モンテネグロ対ベルギー)事件の2004年ICJ先決的抗弁判決は、セルビア・モンテネグロ(SM)は請求状提出時点(1999年4月29日)で国連加盟国ではなくICJ規程当事国(ICJ規程35条)でないため原告適格を認められないと判示した<sup>27)</sup>。そこでSMはジェノサイド条約適用事件の本案手続において、あらためてFRYはBHの提訴時にICJ規程当事国ではなかったためICJには人的管轄権がなかったと主張したが、ICJの2007年本案判決は、1996年判決の既判力を認めてSMの主張をしりぞけた<sup>28)</sup>。なお本案

---

26) *Application for Revision of the Judgment of 11 July 1996 in the Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v Yugoslavia), Preliminary Objections (Yugoslavia v Bosnia and Herzegovina), Judgment, ICJ Reports 2003*, p. 7 at p. 32, para. 75 (dispositive). ICJ規程61条は、判決時に存在していたが裁判所及び再審請求当事者に知られていなかった事実を再審の要件とする。先決的抗弁判決後に生じた国連加盟承認の事実はこの要件を満たすものではないと判断された (*Ibid.*, pp. 30-31, paras. 65-73.)。

27) *Legality of Use of Force (Serbia and Montenegro v. Belgium), Preliminary Objections, ICJ Reports 2004*, p. 279 at pp. 293-328, paras. 30-127 and para. 129 (dispositive). 同判決は、管轄権の問題と原告適格の問題とを区別しなければならず、後者の問題は合意の問題ではなく、「法の問題としてSMは規程当事国として事件の手続を提起する時点で裁判所に審理を請求する資格を有していたか否か」が問題だと性格づけた。2003年の再審事件判決が「特殊な地位 (*sui generis* position)」と言及した1992年から2000年までのFRY/SMの複雑な法的地位については、武力行使の合法性事件2004年判決も、FRYの国連内又は国連に対する不確定な地位についてICJはいかなる最終的で明確な結論も引き出してはいないとのみ述べていた (*Ibid.*, pp. 308-309, paras. 73-74.)。

28) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, ICJ Reports*

判決は、9条に定める「条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争」の処理に当たっては条約規定だけではなく、SMの条約違反の有無及びその法的効果を決定するために必要な条約解釈及び国家責任に関する一般国際法の規則に言及することが当然に含まれていると指摘し、実際にも本案でふれられた出来事に条約の解釈及び国家責任法に関する国際法の諸規則が援用され、解釈・適用された。しかし結果からいえば、集団殺害が認定された出来事は、BHがこの事件をICJに提訴した日の後に発生したスレプレニツァ事件のみであった<sup>29)</sup>。このため紛争に対するICJの時間的管轄権の有無を決定するための基準日より前に起こった出来事に対して、特にその行為が直接の原因となって条約違反が発生し又は条約違反が継続している場合に、当該出来事をどのように審理できるのかという問題は本件では検討されていない。

以上要するに、ICJは、FRYについてはSFRYの継続国か承継国かを不問にしたまま提訴日にはジェノサイド条約当事国であったと認め、他方BHについても提訴日までにSFRYから同条約を承継していた（承継日を国連への通告日とするか国家成立日とするかの問題を残して）と認定したが、決定的期日を特定することはしなかった。このため提訴日（1993年3月20日）より前の出来事に対する条約の適用とICJの管轄権行使を根拠づけるために、マブロマチス特許事件のPCIJ判決の定式とアムバティエロス事件のICJ判決の「条約の特別の目的」に言及したが、必ずしも説得力のある根拠付けとはなっていない。

---

2007, pp. 98-99, paras. 131-133 and pp. 101-102, paras. 140. See, Separate opinion of Judge Owada on this Judgment, *ibid.*, pp. 296-297, paras. 33-37. この判決は、1996年の先決的抗弁判決の主文の既判力には、人的・事項的・時間的管轄権を肯定する論理的前提としてSMがICJ規程上の当事者資格を満たしていることへの了解に関する既判力も含まれていると判示した。

29) Judgment, *ibid.*, p. 105, para. 149.

(ii) ジェノサイド条約適用（クロアチア対セルビア）事件における  
ICJの時間的管轄権の決定基準日とそれより前の出来事に対する  
管轄権の行使

(a) 2008年先決的抗弁判決による時間的管轄権の決定基準日の一応の  
設定とそれより前の出来事に対する ICJ の時間的管轄権の肯定

BH より早く1991年6月25日に独立を宣言（同年10月8日発効）したクロアチアでも、後述の点を除き、条約適用については類似の状況が発生した。同国では、政府とSFRYへの残留又はクロアチアからの分離を主張するセルビア系共同体との間に武力衝突が発生し、これにSFRY連邦人民軍（JNA）がセルビア系共同体を支援して介入したためクロアチア各地で武力紛争が拡大し、その過程で多数の民族浄化事件が発生した。クロアチアは1992年5月22日に国連加盟が承認され、1992年10月12日に国連事務総長にジェノサイド条約の承継通告（9条に対する留保なし）を行い、BHと同じく自動承継論（1991年10月8日から当事国）を主張した。クロアチアは1999年7月2日に、1991年～1995年の武力紛争中にセルビアが行ったジェノサイド条約違反行為の認定と責任者の処罰及び損害賠償の支払いを主な請求主題としてセルビアをICJに訴えた<sup>30)</sup>。提訴時点でクロアチアがジェノサイド条約当事国であることは明白であったが、この事件ではセルビアをめぐる状況が一変しており、同国はBH対FRY事件とは全く異なる先決的抗弁を行った。すなわち、セルビアは2000年11月1日（国連加盟承認）より前にはICJ規程当事国ではなかったためICJの当事者資格を有さず（第1抗弁前半）、2001年6月10日（9条に留保を付した同年3月12日のジェノサイド条約加入書寄託の発効日、国連登録上批准・加入・承継日は2001年3月12日と記載されている。）より前には同条約の当事国でもなかった（第I抗弁後半）としてICJの

---

30) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2008, p. 412 (hereinafter referred to as Application of Genocide Convention (Croatia v. Serbia), 2008 Judgment) at pp. 444-445, para. 94.*

管轄権を否定し、これらの抗弁が認められないとしても、クロアチアの請求の内1992年4月27日のFRY樹立宣言より前の集団殺害行為に関する請求部分は受理非許容である(第2抗弁)と主張した<sup>31)</sup>。この事件はBH対FRY事件とは当事国が異なるため同事件の1996年先決的抗弁判決も2007年本案判決も本件に対して既判力はないが、裁判所は同様の事件が既に扱われている場合には一般に以前の認定から離れることはしない<sup>32)</sup>、とICJは述べる。

時間的管轄権の問題に入る前に、ICJの人的・事項的管轄権に関する2008年の先決的抗弁判決の結論を要約して示しておけば、次のようになる。①本件提訴時(1999年7月2日)においてセルビアは国連加盟国でなかったためICJの当事者資格を欠いていたが、この手続的瑕疵は2000年11月1日に同国が国連加盟国(ICJ規程当事国)となったからこの日をもって修復される<sup>33)</sup>。②セルビアはFRY樹立時(1992年4月27日)に唯一のSFRY継続国(the sole continuing State or continuator State)と主張して、SFRYが締結した諸条約(ジェノサイド条約を含む。)を遵守することを宣言し国連事務総長に通告したが、この宣言・通告は条約承継の効果を有する。その後SFRYの継続国というセルビアの主張は受け入れられず、2001年に国連の新加盟国となったが、同国は1992年以降2001年3月に同条約に加入する前まで一貫して同条約の当事国として行動し、他国もそうみなしてきた。したがって「1992年の宣言及び通告はジェノサイド条約に関するSFRYからFRYへの承継通告の効果を有し」(傍線筆者)、ICJはこの手続が開始された日に同条約9条に基づいて事件を審理する管轄権を有していたが、この状態が少なくとも2000年11月1日まで継続したから、セルビアはICJ規程当事国となり手続

---

31) *Ibid.*, pp. 423-424, paras. 35-37. セルビアの9条に対する留保についてクロアチアはSFRYの5承継国の1つとして平等に成立したから既に条約に拘束されているし、9条への留保は条約目的と両立しないと異議申立をしている(*Ibid.*, p. 445, para. 94.)。なお代替的主張として、セルビアは1991年10月8日より前の出来事についてICJの時間的管轄権が及ばないことを付け加えている。

32) *Ibid.*, pp. 448-449, para. 104.

33) *Ibid.*, pp. 437-444, paras. 77-91, in particular p. 444, para. 91.

的瑕疵が修復され、この後 ICJ はノッテボーム原則に従い本件に対する管轄権を維持している<sup>34)</sup>、というのである。①については、BH 対 FRY 事件の1996年及び2007年判決が採用した修復可能な手続的瑕疵論に基づけば、時期尚早のクロアチアの提訴(1999年7月2日)は、セルビアの ICJ 規程当事国としての資格取得(2000年11月1日)によって治癒されたという解釈がとれないことはない。しかし手続的瑕疵の修復論は原告国の当事者資格については修復可能としても、本件のように被告国に対してもこの理論をそのまま適用できるのかが問題となろう。それだけでなく ICJ 規程当事国としての資格の欠如を厳格に適用した武力行使(SM 対ベルギー)事件の2004年判決と整合性がとれておらず、裁判官内に意見の相違があったとはいえ、ICJ 判決としては一貫性を欠くと思われる<sup>35)</sup>。他方、②については、SFRY の解体過程の複雑さが背景をなしているとはいえ、この事件では ICJ は、セルビアについて1992年4月27日の宣言・通告をもってジェノサイド条約の SFRY からの承継とみなした。セルビアについては承継国家成立日と国連事務総長への通告日が同一だったが、BH やクロアチアのように承継国家成立より遅れて承継通告した国が自動承継論(条約承継条約17条1項)を採

---

34) *Ibid.*, pp. 445-455, paras. 95-118, in particular, pp. 434-435, paras. 117-118. この判決部分は、12対5と意見は分かれた。

35) 第1抗弁に対する決定は10対7と意見が分かれた。例えば小和田判事の反対意見は次のように指摘する。裁判所の当事者資格の問題は、当事国の合意を超える法的地位の問題であり、手続的な瑕疵は事後の埋め合せ行為により克服できるとしたマプロマチス事件判決の原則が狭義の管轄権の問題には適用できるとしても当事者資格の問題には適用できない。武力行使の合法性事件において ICJ が手続的瑕疵の柔軟な克服を支持するアプローチをとらなかった事実は、当事者資格の問題は ICJ の司法裁判所としての本質的構造の領域に属す問題であり、原告と被告はともに当事者資格の要件を厳格に遵守していなければならないという ICJ の立場を証明している、と(Dissenting opinion of Judge Owada, *Application of Genocide Convention (Croatia v. Serbia), 2008 Judgment, ibid.*, pp. 510-514, paras. 24-32)。なお、武力行使の合法性(SM 対ベルギー)事件判決との整合性については、尚早の請求が治癒されるのはその国に請求資格が発生した時点で再度訴えることが明らかな場合で、武力行使の合法性事件では本件と異なり SM が ICJ 規程当事国となったとしてもジェノサイド条約9条に基づく訴訟を新たに開始する可能性が全くなかった(9条に留保を付したため立場が根本的に変わった)ことをあげた(*Ibid.*, pp. 442-443, para. 88)。

る場合の承継日は、以上の判決を見る限り定かではない。結局本件においても、ICJ は決定的期日を設定することなく、少なくとも提訴日において、紛争当事国間にはジェノサイド条約が効力を生じており、9 条に基づく ICJ の管轄権が確立していたとする認定のみを行っている。このため本件でも、提訴日より前の出来事に対する ICJ の時間的管轄権の問題が生じたが、本件の場合、セルビアさらにクロアチアが承継国家として成立するより前の出来事に ICJ の管轄権が及ぶか否かが争われたところに BH 対 FRY 事件とは異なる特色がある。

セブチンデ判事によれば、本紛争の直接の原因となった民族浄化の出来事は120件の内112件が1992年4月27日より前に起こったとされる<sup>36)</sup>。したがって、自動的承継論を採用してクロアチアにジェノサイド条約が承継された日を1991年10月8日と仮定しても、クロアチアと FRY 間に条約の効力が生じたのは1992年4月27日になるから、上記の出来事は ICJ の管轄権が及ばないことになろう。しかし2008年の先決的抗弁判決は、次のように述べて問題を先送りした。BH 対 FRY 事件の1996年先決的抗弁判決は、ジェノサイド条約には ICJ の時間的管轄権を制限する明示規定がないこと及びジェノサイド条約の目的に留意すれば、ICJ の管轄権は紛争開始時点からのすべての違反行為に対して及ぶと決定したが、この先例は、FRY 樹立より前に生じた違反行為が問題となった本件には援用できない。しかしクロアチアは、FRY が国家責任条文10条2項（反乱団体による新国家樹立）又は生まれつつある国家（*State in statu nascendi*）として責任を負うと主張しているので、これらの問題は FRY 樹立に至る事実問題に関する検討を抜きにして結論を下すことはできない。したがって第2抗弁については専ら先決的性格を有する抗弁とは言えないので、管轄権問題と純粋な本案問題をとを区別できるようになる後の段階に持ち越す（11対4）<sup>37)</sup>、という処理

36) Separate opinion of Judge Sebutinde. *Application of the Genocide Convention (Croatia v. Serbia)*, 2008 Judgment, *ibid.*, p. 401, para. 3.

37) *Application of Genocide Convention (Croatia v. Serbia)*, 2008 Judgment, *ibid.*, pp. 457-

が行われた。

(b) 2015年本案判決における管轄権問題の処理

——条約9条に定める国の責任の範囲——

以下では、まず本案での結論を先に概説した後、ジェノサイド条約9条に基づき、クロアチアとセルビア間に同条約が効力を生じるより前にクロアチア領域内で実行されたとされるジェノサイドの行為について、どのような理由でICJは時間的管轄権を行使できると判断したのか、について検討しようと思う。

本案判決の結論からいうと、ICJは、まず裁判所の管轄権が1992年4月27日より前の出来事に関するクロアチアの請求にも及ぶ(11対6)と判定した。そして本案においては1991年秋からの多数の民族浄化事件を審理して、クロアチア各地でユーゴ連邦軍(JNA)及びセルビア系武装部隊がクロアチア系の被保護者集団に対して行った条約2条に定める集団殺害に匹敵する客観的行為(*actus reus*)の存在が証明されたと認定した。しかし集団の全部又は一部を破壊する意図(*dolus specialis*)を証明できなかったので、集団殺害行為を認定することはできず、セルビアによる集団殺害の実行、その共犯、防止・処罰義務違反に関する責任等の問題は生じない(15対2)、と結論した<sup>38)</sup>。

それでは、なぜICJは、FRYに未だジェノサイド条約上の義務が生じる前の出来事に対して裁判所の管轄権が及ぶと判断したのだろうか。判決によれば、同条約の実体的義務(集団殺害等の防止・処罰義務、国家自身が実行者又は共犯者にならない義務等)は、条約規定及び準備文書のいずれも見ても、国が条約により拘束される前に起こった出来事について条約不遡及の原則

---

460, paras. 121-129 and p. 466, para. 146, operative clause (4).

38) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia)*, Judgment, ICJ Reports 2015, p. 3 at pp. 98-99, para. 295, p. 116, para. 394, pp. 117-118, para. 401, pp. 128-129, paras. 440-442 and pp. 153-154, para. 524, operative clauses (1) and (2).

に反するような義務を国に課してはいない<sup>39)</sup>。しかし、本件でクロアチアは、FRY が1992年 4 月27日より前に起こった出来事について 9 条に基づく裁判所の管轄権に服す例外的場合として、(i)セルビアが ILC の国家責任条文10条 2 項に定める国家樹立に成功した活動団体に該当する場合、又は、(ii)セルビアが SFRY のクロアチアに対して負った責任を承継する義務を負う場合を主張したため、この主張を検討した ICJ は、(i)の例外については否定し<sup>40)</sup>、(ii)の例外についてはこれを認めた。ICJ は(ii)の例外をどのような根拠に基づき肯定したのだろうか。ICJ は要旨次のように説明する。

9 条に基づく事項的管轄権はジェノサイド条約の実体規定の解釈・適用・履行紛争に限られるから、9 条に基づく時間的管轄権も条約実体規定の時間的範囲に限定される。すなわちジェノサイド防止義務は、国が条約義務に拘束される前の事件に適用することはできず、処罰義務もそれを可能とする国内法の制定が必要であり、訴追か引渡ししかの義務事件の ICJ 判決(2012年)が拷問等禁止条約の訴追義務規定は条約が紛争当事国に効力を生じて以降の行為に対してのみ適用されると判示していることから、ジェノサイド条約諸規定の遡及効を認めることはできない<sup>41)</sup>。しかしながら、本件では FRY による条約承継日より前の JNA 等の行為について当時条約当事国であった SFRY がクロアチアに対して負ったとされる責任を FRY が一般国際法上の国家承継原則によって承継したか否かという問題が提起されており、この問題は FRY とクロアチア間の国家責任を含む同条約の解

---

39) *Ibid.*, pp. 48-51, paras. 90-101 (whether provisions of the Convention are retroactive?), in particular, p. 51, para. 100.

40) *Ibid.*, pp. 51-53, paras. 102-105 (article 10 (2) of the ILC Articles on State responsibility), in particular pp. 52-53, paras. 104-105. 判決が(i)に基づく例外を認めなかった理由は次のようである。仮に国家責任条文10条 2 項の規則が慣習国際法規則になっていたとしても、この規則は大セルビア運動の行為が新国家である FRY に帰属することを証明するに過ぎない。FRY 又は大セルビア運動が1992年 4 月27日より前の時点においてジェノサイド条約上の義務に拘束されていたことは証明できないから、同条約に関する解釈・適用・履行紛争の前提条件が整っていない。

41) *Ibid.*, p. 49, para. 93 and pp. 49-51, paras. 95-98.

積・適用・履行に関する紛争の範囲内に入るから、条約承継日より前に実行された行為であっても ICJ の時間的管轄権が及ぶ。なぜなら、問題の行為の発生時において SFRY はこの条約に拘束されていたから、クロアチアが主張する行為の存否、条約違反の有無及び SFRY の責任の有無は条約 9 条に定める ICJ の事項的管轄権内に入る問題である。さらに条約 9 条は国家責任に一般的に言及するだけで責任発生の態様を特定しておらず、さらに BH 対 FRY 事件の 2007 年本案判決が、裁判所は義務違反の有無を決定するためにはジェノサイド条約の規定のみならず条約解釈及び国家責任に関する一般国際法の規則にも言及しなければならないと述べていることから、SFRY の責任を承継する FRY の義務が一般国際法に基づくものであっても 9 条に定める国家責任に関する紛争の範囲内に入る。したがって、セルビアが負うジェノサイド条約上の責任は FRY が国家承継原則により SFRY から承継した責任の有無を検討することが必要となり、条約不遡及の原則は裁判所が 1992 年 4 月 27 日より前に SFRY が行った行為に時間的管轄権を及ぼすことを妨げる障害とはならない<sup>42)</sup>、と。

しかしこの判決には 6 人の裁判官が反対した。理由は、2008 年先決的抗弁判決で FRY は SFRY の継続国ではなく 1 承継国にすぎないとし、SFRY

---

42) *Ibid.*, pp. 53-57, paras. 106-115. セルビアは少なくともクロアチアがジェノサイド条約の当事国となる 1991 年 10 月 8 日より前に起こった事件には時間的管轄権が及ばないとも主張したが、判決は、クロアチアがこの日の前後に関係なく 1991 年を通じて次第に強度を増していく一連の行為のパターン及びこの日の直前直後の暴力事件に言及しており、この日より前に行われた行為はこの日以後に行われた行為の評価に直接関係しているから、この事情の下では、クロアチアが提出した証拠の全体を検討し評価する前にセルビアが提起したこの論点の受理許容性に決定を下す必要はないと判示している (*Ibid.*, p. 58, para. 119)。条約 2 条に定める集団殺害が存在したと認定した場合のみ 1991 年 10 月 8 日より前の行為に関する主たる請求の受理許容性の問題を検討することにした ICJ は (*Ibid.*, p. 79, para. 202.)、この日より前の民族浄化行為も含めてクロアチアの各地で 2 条に定める集団殺害に該当する *actus reus* 行為が行われたことを確認したが、集団の破壊の意図を確認することができず、結局集団殺害の存在を否定したため、同日より前の行為に関する請求の許容性も、1992 年 4 月 27 日より前の行為の SFRY への帰属及び SFRY の責任をセルビアが相続したか否かの問題も、検討する必要はないと結論づけた (*Ibid.*, p. 129, para. 442.)。

の責任承継については承継国の平等に言及した5共和国間の2001年合意があること、国家責任条文13条に従えばクロアチアとFRY間にジェノサイド条約が発効した後でなければ義務違反は生じず、同条約9条に基づく管轄権も発生しないこと、9条の規定にも起草文書にも、9条の国の責任は主に国家機関による違反行為による国の責任を念頭に置いた規定で承継の問題は念頭に置かれていなかったこと、そもそも国家責任の承継に関する一般国際法規則は未発達であるし、国家責任条文10条2項についてなされたような検討すら行われていないこと、など多岐にわたる<sup>43)</sup>。

FRYがSFRYの継続国でクロアチアとBHがSFRYから分離独立した承継国というのであれば、BH又はクロアチアの承継日をもって紛争当事

---

43) Separate opinion of Judge Sebutinde, *ibid.*, pp. 402-405, paras. 6-15; Separate opinion of president Tomka, *ibid.*, pp. 157-164, paras. 8-24; Separate opinion of Judge Xue, *ibid.*, pp. 384-388, paras. 13-26. 例えば小和田判事は次のように批判する。BH対FRY事件の2007年本案判決が条約解釈及び国家責任に関する一般国際法規則に言及した目的は、ジェノサイド条約9条の下で当事国が合意により付与した管轄権の範囲を限定的に定義することであったが、2015年判決の意図は当該管轄権の範囲を、一般国際法規則には国際責任に関する国家承継規則が含まれうるし、それが原告国の主張の本質部分になることがあるとすることで、9条には明示されていない事項に拡張することに置かれている。この論理が認められるのは、国家責任に関する承継規則の有効性が判決の管轄権の判断に必要な限りで十分に検討され、正確性が証明された場合に限られる。クロアチアが主張した国家責任10条2項の規則については、判決は一定の議論を経て9条の範囲内に入る管轄権の基礎を提供できないとしりぞけたが、国家責任に関する承継規則については、そのような検討がなされていない、と (Separate opinion of Judge Owada, *ibid.*, pp. 174-177, paras. 17-21)。スコトニコフ判事は次のように述べる。ICJの管轄権に対するセルビアの同意を確認するため責任の承継の問題を処理すべきだとすれば、1992年4月27日のジェノサイド条約承継時点で責任の承継が一般国際法の一部となっていたことを証明しなければならないが、国家実行も先例もないのでこれは不可能であったし、ICJは、既に2007年判決及び2008年判決において、管轄権が国の同意に依存することを強調しモンテネグロが新国家としてSMとの法人格の一体性を否定し被告としての地位を拒否したことに鑑みてモンテネグロを被告の地位から外していた (同じことはSFRYとの法人格の一体性を否定されたFRYにも該当する可能性があった) にも拘わらず、FRYが別個の国として存在する前に生じた事実を照らしてジェノサイド条約の違反があったか否かの決定に対するICJの管轄権の有無の確認ができていない、と (Separate opinion of Judge Skotnikov, *ibid.*, pp. 196-197, paras. 4-6)。

国間に条約が効力を生じた基準日となり、反対に FRY も SFRY から独立した承継国というのであれば、最も遅れて条約を承継した FRY の承継日が基準日となり、条約不遡及の原則をそのまま適用すれば、いずれの場合にも、条約 9 条に基づく裁判所の管轄権はこの基準日より前の出来事には及ばないということになろう。しかし、BH 対 FRY 事件でもクロアチア対セルビア事件でも、ICJ は武力紛争の当初からの民族浄化事件に裁判所の管轄権が及ぶという立場を採用し、この立場を説明するための根拠を必要とした。ICJ は、前者の事件ではマプロマチス特許事件の PCIJ 判決の定式とジェノサイド条約の趣旨及び目的を援用し、後者の事件では、SFRY がクロアチア（又は国家樹立前の実体）に負った条約違反の責任をセルビアが承継したという論理並びにクロアチア独立前後に行われた SFRY の条約違反行為の連続性・不可分性（本稿の注42参照）という論拠を提示した。本来ジェノサイド条約の当事国であった SFRY の解体過程で条約が適用されているはずの領域で行われた民族浄化の惨劇に照らせば、裁判所の時間的管轄権は全事件に及ぶと考えた ICJ の判断は正当なものだと考える。しかし、その理由づけは、多数の個別意見が指摘するように、必ずしも論理明快で説得力のある説明にはなっていないように見え、裁判官の苦悩がうかがえる。特にクロアチア対セルビア事件の2015年本案判決は、疑わしい場合は裁判所の管轄権を制限しないように運用するというマプロマチス特許事件の定式、条約不遡及の原則を前提としつつも条約の明示又は黙示の規定又は条約の特別の目的による例外を認めたアムバティエロス事件の ICJ 判決に加えて、条約の履行（国の責任を含む）に関する紛争の中には、責任の国家承継を含め国家責任を生じさせる一般国際法上の諸規則をめぐる紛争が含まれるという 9 条解釈（さらには裁判付託条項一般の解釈にも影響する）の拡張という新たな例外を追加する結果を生み出した、といっても過言ではない。この例外が一人歩きしないようにその援用には注意が必要と思われる。

もっとも見方を変えれば、これらの 2 つの事件では裁判所の時間的管轄権を決定するための一応の基準日が意識的に紛争の付託日に設定され、そ

の段階で紛争当事国間に裁判手続開始要件としての条約関係が成立していたか否かのみを問題にしていた。これらの事件では原告国である BH 及びクロアチアが条約上の義務をいつ負い、FRY/セルビアとの間に義務の相互主義的権利義務関係がいつ成立したかを問題にしてはいなかった。裁判所の関心の焦点は、FRY/セルビアがどの時点でジェノサイド条約上の義務を負っていたか又は SFRY の責任を承継したかという点に置かれていた。紛争当事国間での実体的権利義務の均衡という意味での相互主義は、これらの事件では問題にされてもおらず、むしろ被告国が負う客観的義務に関心が向けられていたことに留意しておきたい。

## 第 2 節 拷問等禁止条約30条の下での ICJ の時間的管轄権

### —管轄権の有無を決定するための基準日と容疑者所在地国の 訴追義務の時間的範囲の相互性

#### (i) 訴追か引渡しかの義務事件における 7 条 1 項の時間的適用範囲の問題

拷問等禁止条約 (CAT) 30 条 1 項は、「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に…… (中略) ……紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」と定める。訴追か引渡しかの義務事件では、2009 年 2 月 19 日にベルギーが、セネガルに亡命した元チャド大統領アブレが在職中 (1982~1990 年) に行った大規模な人権侵害 (殺害、拷問や強制失踪等) に関して、セネガルはアブレに対して CAT6 条 2 項 (予備調査) 及び 7 条 1 項 (訴追又は引渡し) の義務を履行していないとして、同国にはアブレを訴追する義務があり、訴追をしない場合にはベルギーに引き渡す義務があることを確認を求めて ICJ に提訴した。ベルギーが管轄権の根拠として主張したのは CAT30 条 1 項と ICJ 規程 36 条 2 項であるが、ICJ は、2006~2008 年の外交的意見交換から両国間の紛争主題はセネガルが CAT6 条 2 項及び 7 条 1 項の義務を履行したか否かに絞られたことを確

認し、前者のみを管轄権の基礎と認定した<sup>44)</sup>。ベルギーの提訴の引き金になったのは、2000年1月にセネガルでまた11月にはベルギーでチャド国籍の被害者によるアブレの刑事告訴があり、双方の国で手続が開始されたが、セネガルでは控訴裁判所が普遍的管轄権を認める国内法の欠缺等を理由に手続無効を決定し、破毀院もこれを支持したので刑事手続がとられなかった事実、並びに、ベルギーがアブレに国際逮捕状を発付しセネガルに犯罪人引渡しを請求したが、セネガル控訴裁判所がアブレの裁判権免除を理由に請求を拒否した事実、さらにセネガルはCAT5条2項を履行するため2007-2008年に関係国内法及び憲法の改正を行い、アフリカ連合に問題を付託するなどしたがセネガルで具体的刑事手続を開始しなかった事実である<sup>45)</sup>。結果から先に言えば、2012年7月20日のICJ判決は、CAT6条2項及び7条1項に関する両国間の解釈・適用紛争に対する裁判所の管轄権を認め(全員一致)、ベルギーによる請求の受理許容性を認めた(14対2)後、セネガルはアブレの予備調査を直ちに行わず、アブレの事件を権限ある当局に付託しなかったことにより6条2項及び7条1項に違反したと認定し(いずれも14対2)、セネガルに対してアブレを引き渡すのでなければ彼の事件を訴追のため権限ある当局にこれ以上の遅滞なく付託しなければならないと決定した(全員一致)<sup>46)</sup>。

この事件ではベルギーの当事者資格が主要争点の一つとなり、判決は、「事実の予備調査を行い訴追のために事件を権限のある当局に付託する義務

---

44) *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment, ICJ Reports 2012, p. 422 at pp. 441-45, paras. 44-55.* ベルギーは当初5条2項の違反も請求の中に含めていたが、セネガルの2007年の刑訴法改正と2008年の憲法改正により5条2項の違反が終了したため、判決は、この請求については管轄権を欠くと判断した(*Ibid.*, p. 443, para. 48)。ICJ規程36条2項について裁判所は、外交的意見交換の過程で紛争主題がCATの2条項の違反の有無とその法的効果の問題に絞られたため、CAT30条に基づく管轄権が確認されたから、同一紛争につき選択条項受諾宣言に基礎を求める必要はないとした(*Ibid.*, p. 448, para. 63 and p. 450, para. 70)。

45) See *ibid.*, pp. 431-440, paras. 15-41.

46) *Ibid.*, pp. 462-463, para. 122 (dispositive (1),(3),(4),(5) and (6)).

は、容疑者の国籍又は犯罪の発生場所に関係なく領域内に容疑者が存在することにより引き金がひかれる。すべての他の当事国は容疑者が所在する領域国による義務の遵守に共通の利益を有する。この共通の利益は問題の義務がいずれの国も他のすべての条約当事国に対して負うことを意味する。すべての当事国は関係する権利の保護に『法的利益を有する』。この義務は各当事国がいかなる場合にもその遵守に利益を有するという意味で『当事国間の対世的義務 (obligations erga omnes partes)』と定義される<sup>47)</sup>と述べて、ベルギーが条約当事国であることのみをもってセネガルのCAT6条2項及び7条1項の違反を援用する当事者資格を有することを認めた<sup>48)</sup>。本判決は、obligations erga omnes partes を根拠としていずれの条約当事国にも請求資格を認めたICJ最初の判決である。ただし、ベルギーは同国国籍の被害者がいるという点で5条1項(c)国(受動的属人主義行使国)として容疑者の引渡し及び6条4項の通報・報告を受ける特別の地位も主張していたが、ICJ判決は、ベルギーがアブレに関するセネガルの義務遵守について特別の利益を有しているか否かについて判定する必要はないと判断した<sup>49)</sup>。他方管轄権については、ICJは紛争の存否及びCAT30条1項に定める手続的要件が満たされているか否かを検討しただけで、ICJの時間的管轄権の問題には特にふれてはいない。本件で、CATがセネガルに発効したのは1987年6月26日、ベルギーに発効したのは1999年7月25日であり<sup>50)</sup>、両国間に条約関係が生じたのは後者の日付ということになる。両国は30条に留保を付していないので、従来考え方に従えば、1999年7月25日以降に生じた出来事に関するCAT諸条項の解釈・適用紛争であれば30条の下でICJの時間的管轄権が及ぶことになろう。したがって、2000年以後のセネガルによるアブレ訴追及び引渡しの拒否に端を発するベルギー・セネガル間の紛

---

47) *Ibid.*, p. 449, para. 68.

48) *Ibid.*, p. 450, para. 70.

49) *Ibid.*, pp. 448-449, paras. 65-66 and p. 450, para. 70.

50) *Ibid.*, p. 432, para. 19.

争には当然 ICJ の時間的管轄権が及ぶと一応考えられる。ところが本案審理の段階で、7 条 1 項の時間的適用範囲に関する一裁判官(ドナヒュー判事と思われる)の質問に対する両国の意見の相違から、ICJ は次のような判断を行うことになった。

判事の質問は、二つあり、7 条 1 項の義務は、① 1987 年 6 月 26 日(セネガルへの条約発効日)より前に実行された犯罪に適用されるか否か、② 1999 年 6 月 25 日(ベルギーへの条約発効日)より前に実行された犯罪に及ぶか否か、というものであった<sup>51)</sup>。①について、ベルギーは、(拷問行為が)この期日より前に生じたとしても訴追か引渡しかの義務違反はこの日より後に生じており、また 7 条 1 項は不処罰をなくすため慣習国際法上の拷問禁止規則を特別の手続的義務によって強化しようと意図したのだから同日より前に行われた犯罪にも適用できると主張し、セネガルも同日より前に行われた犯罪に 7 条 1 項の義務を適用できることを否定しないと主張した<sup>52)</sup>。不処罰を許さないという目的のために 7 条 1 項の義務はセネガルが条約当事国となるより前に実行されたアブレの犯罪にも適用できるというのが紛争当事国の考え方であった。しかし判決は異なる立場を採った。判決によれば、拷問禁止は慣習国際法の一部であり強行規範となっているが、CAT の下で拷問行為を行った容疑者を訴追する義務は関係国に条約が効力を発生して以降に生じた事実に対してのみ適用でき、「CAT のどの規定も当事国に条約発効日より前に行われた拷問行為を 4 条に基づき犯罪化し、又は、5 条に従ってそのような行為に裁判管轄権を設定することを要求しておらず、したがって、裁判所の見解では、7 条 1 項の下での訴追の義務は、そのような行為に適用されない」<sup>53)</sup>。セネガル・ベルギー間に CAT が効力を生じ相互間に訴追義務が発生するのは 1999 年 6 月 25 日以降であるから、この判決部分を文字通り読めば、同日より前に行われたアブレの拷問行為に関する

---

51) *Ibid.*, p. 456, para. 96.

52) *Ibid.*, pp. 456-457, para. 98.

53) *Ibid.*, p. 457, paras. 99-100.

限り両国間には7条1項の義務は適用されないことになる。しかしセネガルは、同国に条約が発効した1987年6月26日以降1990年までのアブレの拷問行為に対して訴追か引渡しかの義務を負い<sup>54)</sup>、この義務は *erga omnes partes* な性格を有していた。この点は後にふれるとして、②について、ベルギーは(上記①の解釈に基づき)、同国が条約当事国となった日以降もセネガルはアブレ訴追の義務に拘束されており、ベルギーは同日以後のセネガルの訴追義務違反を援用する権利を有すると主張し、他方セネガルは7条1項に定める義務は「可分的対世的義務の範疇 (the category of divisible *erga omnes* obligations)」に属し、被侵害国のみが違反に対する制裁を要求できるから、ベルギーは1999年6月25日より前の行為について被侵害国の地位を援用する資格がなく条約の遡及的適用を求めることはできないと主張した<sup>55)</sup>。判事の質問②の趣旨は、1999年6月25日より前においてセネガルは7条1項の義務を負っていたがベルギーは7条1項の義務をまだ負っておらず両国間に義務の互換性がなかったにも拘わらずベルギーはセネガルの7条1項違反を援用できるのか、又は反対に、7条1項の義務が *erga omnes partes* な性格をもつのでベルギーはいったん条約当事国となった暁には他当事国と同じ利益国の立場でセネガルが負う対世的義務の違反を援用できるのかという点にあったと思われるが、両国とも真正面からの回答はしていない。ICJ判決も、ベルギーは同国が条約当事国となった日から「セネガルが7条1項の義務を遵守したか否かを判定するように裁判所に請求する資格を有している。本件でベルギーは、セネガルにおいてアブレに対する請求が提起された2000年に始まるセネガルの行為に対する同国の責任を援用していることに留意する。この認定は6条2項の時間的適用について

---

54) *Ibid.*, p. 458, para. 102.

55) *Ibid.*, pp. 458-459, para. 103. Supplementary written replies of the Government of Senegal to the questions put by judges at the close of the hearing held on 16 March 2012, pp. 2-3 (Question put by Judge Donoghue).

も有効である」<sup>56)</sup>と述べるにとどめた。判決は、「条約7条1項に定める国の訴追義務は拷問に対する闘いを一層効果的なものとするという条約の趣旨及び目的を実施することを意図するものである」と強調した上で、「7条1項は、特に2000年にアブレに対する最初の苦情が提起された以上は可能な限り迅速に訴追義務を実施するために必要なあらゆる措置をとることをセネガルに要求している。それを怠ったことでセネガルは7条1項の義務に違反したし、違反が継続している」<sup>57)</sup>と結論した。

以上から次のことがうかがえる。CAT7条1項の *auto dedere auto judicare* の義務がCAT当事国となって以降に実行された拷問行為の容疑者についてのみ適用されるというのであれば、セネガルとベルギーの間に条約(7条1項を含む)義務が効力を生じるのは1999年6月25日であり、両国はこれ以降に生じた拷問行為の容疑者が自国領域内に所在する場合には相互にその容疑者を訴追するか引き渡すかの義務を負うことになり、この日より前に行われた拷問行為にはこの義務は適用されないことになる。それにも拘わらず、ICJがアブレに7条1項の義務を適用する義務がこの日以降生じていたというのであれば、セネガルは自国にCATが発効した日(1987年6月26日)以降アブレを訴追か引き渡すかの対世的又は客観的な義務を他のCAT当事国全体に対して負っていたが、ベルギーは未だCAT当事国ではなかったからセネガルの義務違反を援用する資格がなく、1999年6月25日にCAT当事国となることによってセネガルの上記対世的義務違反(アブレに対する義務違反を含む)を援用する資格を得た、と説明するしか説明の仕様がなないように思われる。7条1項の下でセネガルが負う対世的義務とベルギーが負う対世的義務の間には時間的に厳密な互換性はないが、ICJは不処罰を許さないCATの趣旨及び目的に適合的な解釈を採用したものとさえいえない。本件の場合、事件の直接の原因となる出来事は、1999年

---

56) *Ibid.*, p. 458, paras. 103-105. cf. See, Separate opinion of Judge Cançado Trindade, *ibid.*, pp. 550-553, paras. 158-168.

57) *Ibid.*, pp. 460-461, paras. 115 and 117.

6月25日より後に発生した2000～2001年のセネガル裁判所によるアブレの不訴追決定であるが、仮にこのような出来事がなくても、1999年6月25日以降にセネガルがアブレについて負っていた7条1項の *erga omnes partes* な義務を履行しないのであれば、ベルギーは条約当事国としていつでもセネガルの1987年6月26日以降の義務違反をCAT30条に基づきICJに提訴する資格を有していたといえなくもない。

(ii) グェングェンほか対セネガル事件の拷問禁止委員会の決定と

訴追か引渡しかの義務（ベルギー対セネガル）事件の

ICJ判決の条約違反認定の一致点と相違点

同一の出来事についてCAT7条1項の義務違反の有無に関する宣言判決が人権条約実施機関とICJに提起された場合に、通報を処理する人権条約実施機関と国家間の条約解釈・適用紛争を処理するICJとでは、CATの義務の時間的範囲について異なるアプローチが採られるのであろうか。

2000年にセネガルでアブレを告訴したチャドの拷問被害者の一部（チャド国籍、チャド在住）はセネガルの裁判所が国内法の欠缺によりアブレに対し刑事裁判権を行使できないと決定した後、CAT22条（セネガルは1996年10月16日に受諾宣言を行っており、当日以降の個人通報に対して委員会は管轄権を有する。）に基づき拷問禁止委員会に通報し（2001年4月18日）、同国の5条2項（容疑者所在地国の管轄権設定義務）及び7条（訴追か引渡しかの義務）違反を宣言するよう求めた<sup>58)</sup>。拷問禁止委員会は、2006年5月17日の決定で、「締約国は条約5条2項及び7条に違反した」と認定し、通報に述べられた行為に対する管轄権を設定するため必要な措置（立法措置を含む。）を採択す

---

58) *Guenguen et al. v. Senegal* (communication No. 181/2001, decision of 17 May 2006, UN doc. CAT/C/36/D/181/2001), p. 2, para. 1.1-1.2. なおこの事件の拷問禁止委員会の決定と訴追か引渡しかの義務事件ICJ判決について、薬師寺公夫「拷問禁止条約における容疑者所在地国の義務に関する覚書」柳井俊二・村瀬信也『国際法の実践——小松一郎大使追悼』（信山社、2015年）、386-397頁参照（ただし391頁13行目の2005年9月は2009年2月の間違いであり、お詫び訂正する）。

る義務並びに7条の下で訴追のために権限ある当局に事件を付託するか又はそれができない場合にはベルギーが犯罪人引渡し請求を行っているのでその請求又はその他のありうる引渡しの請求に応じる義務を負うと、決定した<sup>59)</sup>。本件の場合、通報者は、容疑者所在地国セネガルが通報者の告訴にも拘わらず国内法の欠缺を理由にアブレを訴追しなかったこと及びベルギーの犯罪人引渡し請求を拒否したことにより、CAT5条2項及び7条の違反の被害者(22条1項に定めるセネガルの管轄下にあると主張)としての資格で前記通報を行った。この通報の受理許容性を認めた委員会は<sup>60)</sup>、アブレは1990年12月からセネガルに所在していたところ、「本案に関する所見でセネガルは同国が条約5条2項を遵守するために必要な措置をとらなかった事実を争っておらず、同国の破毀院自体が同国はそのような措置をとらなかったという所見を述べた。委員会は、セネガルがこの義務を遵守するための合理的な時間的枠を相当超過していると考え」と述べて、2001年の破毀院判決時点で、既に5条2項違反が生じていたこと、また7条1項についても「少なくとも通報者が2000年1月に苦情を提出した時に、訴追のための十分な証拠がないことを示すことができる場合を除き、拷問行為についてアブレを訴追する義務を負っていた[義務の相手方は明示していない]というのが委員会の意見である。しかし、2001年3月20日の決定で……破毀院はセネガルでアブレを訴追する一切の可能性を終了させた。したがって、最初の通報の提起から経過した時間に関係なく、委員会はセネガルが条約7条の下での義務を履行しなかったという意見である」(括弧内は筆者)と宣言した<sup>61)</sup>。さらに2005年9月にベルギーからの犯罪人引渡し請求をセ

---

59) *Guenguen et al. v. Senegal*, decision, *supra* note 57, p. 15, paras. 9.12-10.

60) 通報で主張されている違反は、5条2項及び7条に従い普遍的管轄権を設定する義務があるにも拘わらずセネガルがアブレの訴追を拒否したことに関係しており、セネガルも通報者が国内手続の原告であることを争っておらず、また通報者はアブレに対する手続を追求するためにセネガルの管轄権を受け入れているから、セネガルの管轄権に服しており、通報は受理許容できると認定した。*Ibid.*, pp. 8-9, paras. 6.3-7.1.

61) *Ibid.*, p. 14, paras. 9.5 and paras. 9.7-9.8

ネガルが拒否したことについては、セネガルは7条の義務の履行を「再度」怠ったと認定した<sup>62)</sup>。

他方、ICJもまず6条2項につき「本件ではアブレに対する苦情が提出された少なくとも2000年以降事実の確認は回避できない義務となっていた。条約5条2項の要請を履行するために行われた2007年と2008年の国内法及び憲法の改正の後もう一つの苦情が提出された。しかし、この第2の苦情の後予備調査が実施されたことを示す証拠はICJに提出されていない。……領域内にいたアブレ容疑者が拷問行為に対して責任を負うことを疑う理由があり次第速やかに予備調査を開始することをセネガル当局は怠ったと認定する。遅くとも最初の2000年にアブレに対して最初の苦情が提出された時に、この時点に達していた」と認定した<sup>63)</sup>。これを踏まえて7条1項については、「7条1項に定める義務は、セネガルに対して、特に2000年にアブレに対する苦情が提起された以上できる限り速やかにその義務〔義務の相手方は明示していない〕を実施するために必要な措置をとることを要求していた。それを怠ったためにセネガルは7条1項の下での義務に違反したし現在も違反している」(括弧内は筆者)、と判示した<sup>64)</sup>。

事件本案について、拷問禁止委員会の2001年決定は、2000～2001年のセネガルのアブレ訴追拒否時点で、同国は5条2項義務の履行のために時間的許容範囲を相当超えていたとして違反を認定し、7条の義務についても少なくとも2000年の告訴に応じて訴追手続を開始する義務を負っていたと認めて2001年破毀院判決をもって違反を認定した。他方、ICJの2012年判決は、5条2項違反の請求については国内法改正による紛争消滅を理由に紛争主題から除外したが、6条2項の事実確認義務は遅くとも2000年告訴時点でもはや回避できない義務となったがセネガルの不作為による違反が

---

62) *Ibid.*, pp. 14-15, paras. 9.10-9.11.

63) *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal)*, Judgment, *supra* note 44, p. 454, paras. 86-88.

64) *Ibid.*, pp. 460-461, para. 117.

生じた(違反時点は明示せず)と認定し、7条1項についても2000年の苦情提出があった以上できる限り迅速に訴追手続を開始する義務があったにも拘わらず破毀院判決でそれを怠ったことを義務違反の主要理由に掲げた。決定及び判決のこれらの表現の端々から示唆されるように、前者はアブレのセネガル亡命時点を義務の始期とみなして2001年破毀院判決時点での5条2項及び7条1項違反を認定し、他方 ICJ 判決には1999年6月25日以降両国間に条約が発効していたがセネガルに6条2項及び7条1項の履行義務が発生した起点は2000年1月の苦情にあり、2001年破毀院判決時点では両条項の違反が発生し、その違反状態が継続しているというニュアンスが看取できる。ICJ 判決にはセネガルが6条2項と7条1項の実体的義務を対ベルギーとの関係で負うのは1999年6月25日以降であるから、この日付以降のセネガルの訴追義務違反に関する請求についてのみ ICJ の時間的管轄権が及ぶという解釈が採用されていると思われるが、もしそうであるならば両国間では1999年6月25日より前のアブレの拷問行為についてはそもそも条約2条～7条の義務が発生していないことにもなりかねず、拷問犯罪の不処罰との闘いを掲げる CAT の趣旨及び目的に反する結果を生じさせることになるかもしれない。

セネガルは自国に CAT が発効した1987年6月26日以降、CAT の実体的義務を客観的・対世的に負っていたという認識が拷問禁止委員会決定及び ICJ 判決の基底には存在しているように思われる。

第 3 章 人権条約の当事国間対世的義務に対する  
国際司法裁判所と人権条約実施機関の  
時間的管轄権に対するアプローチの違い  
——人権条約実施機関と ICJ は何が違うのか——

第 1 節 人種差別撤廃条約適用 (アゼルバイジャン対アルメニア) 事件の  
ICJ 先決的抗弁判決と少数意見

——ICERD の義務の *erga omnes partes* 性と

ICJ の時間的管轄権——

人種差別撤廃条約 (ICERD) 22条は、「この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、……いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される」と定める。1991年に旧ソ連から独立したアルメニア (以下 AR と略す。) とアゼルバイジャン (以下 AZ と略す。) の間では、以前から存在していたナゴルノ・カラバフ (AZ の自治州) をめぐる対立から第一次ナゴルノ・カラバフ戦争が勃発し (1991～1994年)、1994年停戦協定後は AR 軍による同地域及び周辺地域の実効的支配が続いたが (1994～2020年)、第二次ナゴルノ・カラバフ戦争 (2020年) を経て、2023年9月の AZ 軍の反撃で AR 軍が撤退し「ナゴルノ・カラバフ共和国」は消滅した。この間に相手国により行われたとされる民族浄化その他の人種主義的政策に基づく住民の虐殺・追放・民族固有の宗教施設や文化施設の破壊など ICERD の 2 条～7 条の重大な違反行為の責任を問う訴訟が、AR (2021年9月16日) 及び AZ (同年9月23日) から ICERD22条を根拠として ICJ に提起された<sup>65)</sup>。ICERD の発効日は AR が1993年7月23

---

65) ICJ, *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024, General List No. 180*, paras. 1-37, available at <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/180/180-20241112-jud-01-00-en.pdf>>; *Applications of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia), Preliminary objections, Judgment of 12*

日、AZが1996年9月15日であり、両国とも条約に留保を付していなかった<sup>66)</sup>。したがって、後者の日付が両国間に ICERD が効力を生じた日となるが、AZの請求には1993年7月23日以降のARによる条約違反行為が含まれていたため、ARは先決的抗弁(第1抗弁)で1996年9月15日より前の行為に対するICJの時間的管轄権を争った。ARによれば、ICJの管轄権の時間的範囲を決定するための基準日は両国間に ICERD が効力を生じた日であり、これより前のARの行為に条約の実体的義務を適用して管轄権を行使すれば条約不遡及の原則に違反し、裁判付託条項に本質的な相互主義の要請を無視することになる<sup>67)</sup>。1993年7月23日から1996年9月15日までの間(以下「問題の期間」という。)ARは、ICERDの当事諸国に対してのみ義務を負い、当事国ではないAZはARの責任を援用することも条約22条に訴えることもできず、また「決定的期日」をまたがって行為が継続する場合、この日の前に起こった行為は裁判所の管轄権の外にある<sup>68)</sup>、というのである。他方、AZによれば、AZに条約が発効した日は22条に基づき同国がARを訴えることができるようになった最初の日を意味するに過ぎず、ARが条約の実体的義務に拘束された日こそ裁判所の時間的管轄権を判定する上で決定的であり、1993年7月23日以降のARの行為に対して条約の実体的規定を適用しても実体的規定を遡及適用したことにはならないし、1996年9月1日に両国間に条約が発効して以降の2021年にAZがARをICJに提訴しても手続的に22条を遡及適用したことにはならない<sup>69)</sup>。さらに、ICERDの義務は国家間の相互主義的約束ではなく究極的な受益者である個人の人権を保護するように定められており、AZは自国民の利益のために被害国として行動しただけでなくARがすべての他当事国に対して負って

---

November 2024, *supra* note 8, paras. 28-29.

66) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia), Preliminary objections, Judgment of 12 November, supra* note 8, para. 27.

67) *Ibid.*, paras. 31-33.

68) *Ibid.*, paras. 34-35.

69) *Ibid.*, paras. 36-37.

いる義務を保全するために「手続的受託者 (procedural trustee)」としても行動したのであるから、ジェノサイド条約の目的に照らせば ICJ の管轄権は当該条約が紛争当事国間に効力を生じる前に行われた行為に対する請求にも適用できると判示した BH 対 FRY 事件1996年判決の理由づけをこの事件にも適用できる<sup>70)</sup>。仮に、決定的期日が両国間に条約が発効した日だったとしても「問題の期間」に始まり1996年9月15日以降も続いている継続的行為又は合成的行為を含む請求は、ICJ の時間的管轄権内に入り、人種差別を除去する措置の継続的不履行が続く限り ICERD の違反は続く<sup>71)</sup>、というのである。

結果を先に述べれば、ICJ の先決的抗弁判決は、アルメニアの第1抗弁を14対3で認め<sup>72)</sup>、問題の期間の AR の行為については時間的管轄権を有しないと決定した。そこで以下ではまず、ICJ の第1先決的抗弁に対する判決及びその理由と、この論点に対して表明された反対意見その他の意見の特徴的なものをいくつか取り上げて、整理しておきたいと思う。

(i) 第1先決的抗弁判決における多数意見と少数意見のそれぞれの論拠

(a) 判決の論拠と ICJ の時間的管轄権への

*obligations erga omnes partes* の影響の否定

判決はまず決定的期日 (critical date) について次のように述べる。本件では条約22条に基づく ICJ の管轄権の時間的範囲を決定するための決定的時点を設定する上で、ICERD が両国間に効力を生じていなかった時に発生したとされる AR の行為の責任を AZ が援用する資格を有するか否かが (両国間の) 争点となっており、この問題に答えるには、①条約不遡及の原則が22条に基づく ICJ の管轄権に影響を与えるか否か、②条約の一定の義務

---

70) *Ibid.*, paras. 38-39.

71) *Ibid.*, para. 40.

72) *Ibid.*, para. 101, operative paragraph (1). 結論に反対の判事は、ユスフ判事、クリーブランド判事、コロマ判事であった。

の *erga omnes partes* な性格が ICJ の管轄権の時間的適用範囲に影響しうるか、という問題を検討しなければならない<sup>73)</sup>。①についていえば、条約22条は ICJ の管轄権の時間的範囲について何も規定していない。条約不遡及の原則に従えば、条約その他から別段の意思が証明されない限り、条約規定は条約が当該当事国について効力を生ずる日より前に生じた行為若しくは事実又は条約発効前に存在しなくなった事態についてその国を拘束することはない。条約不遡及の原則が、当事国に対する条約実体規定の時間的適用、条約義務が適用される国の行為、条約義務と一致しない国の行為に対して当該国の責任が生じる時点を決定する。本件において1993年7月23日と1996年9月15日の間にアルメニアが条約上の義務を負っていたか否かが問題なのではない。AZは22条の下で ICJ の管轄権に同意したから、同国がこの同意を与える前に行われた行為について同国が行った請求に対して ICJ が管轄権を行使する根拠を22条が提供するか否かが問題となる。「裁判付託条項に基づく ICJ の管轄権の時間的範囲は、留保その他による明示の指示に従うことを条件として、関係当事国間における条約の実体規定の時間的適用の範囲によって決定される」。訴追か引渡しかの義務事件でセネガルは、主張された拷問行為はベルギーが拷問等禁止条約の当事国でなかった1982年から1990年の間に行われていたから条約7条1項の遡及適用を要求していると主張したが、ICJ は、セネガルは1987年6月26日から条約の下で訴追義務を負っていたが、ベルギーがセネガルの訴追義務違反の責任を援用する資格をもつのはベルギーが条約当事国となる1999年7月25日以降であったところ、2000年に容疑者に関する被害者の苦情がセネガルで提起されたことから、ベルギーはセネガルによる7条1項の義務履行について ICJ に請求を行う資格を有したと結論したことに留意する。以上に照らし、「本件においては、ICERD22条に基づく ICJ の管轄権の時間的な範囲は、AR が条約に拘束された日ではなく両当事国間に ICERD に定める義務

---

73) *Ibid.*, para. 41.

が効力を生じた日に結びつけられなければならない」<sup>74)</sup> (傍線筆者)、と。それではこの ICERD に定める義務の *erga omnes partes* な性格が以上の結論に変更をもたらすか。この問題について、判決は要旨次のように述べる。ICJ の一貫した判例によれば、規範の対世的又は強行的な性格はそれ自体で紛争に対する裁判所の管轄権を基礎づけるものではない。22条には時間的適用の範囲に関する明示規定はないが、「同条に基づく当事国の ICJ への管轄権の付与は管轄権に関する関係規則、すなわち、同意の原則、相互主義の原則及び国家平等の原則により規律され、明示の定めがなければこれらの原則に対する例外を認めることはできない」(傍線筆者、アムバティエロス事件 ICJ 判決に言及)。1993年7月23日から1996年9月15日の間、AZ は未だ条約当事国でなかったから両国間に条約関係はなく、AR が非当事国 AZ の行為に対して請求を行使できないのに AZ は AR の行為に対して請求を行うことができるとすれば、相互主義も当事国間の平等も損なわれてしまう。「この期間、実体的には、条約当事国である AR は他のすべての条約当事国に対して ICERD 上の義務を負っていたが、条約当事国でなかった国に対しては義務を負っていなかった」。したがって AZ はこの期間に生じたとされる行為に対する AR の責任を援用する権利を有しない。AZ は、ICERD11条～13条に従えば、国家通報手続の利用は、手続を開始する当事国が条約を批准した後に生じた違反に限られていないと主張するが、国家通報手続と22条に定める司法手続とは性格が異なり、「前者は当事国による義務の遵守を監視することが目的であり、他の当事国が条約規定を履行していないと考える場合には利用できる」のに対して、「後者は国が当事国となることによってその国が各当事国に対して相互に引き受けることを受諾した義務に関する紛争を解決することが目的であり、司法的解決は原告国に対する被告国の責任の引受けにも帰結しうる」ため、「このメカニズムは

---

74) *Ibid.*, paras. 42-47 (in particular, paras. 45-47). See also, Separate opinion of Judge Iwasawa paras. 2-6. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-03-en.pdf>>.

双方の関係国が問題の義務に拘束されているときに発生した出来事に関する紛争を解決するためにのみ利用できる」(傍線筆者)。したがって、国家通報手続の文脈での CERD の権限行使に関して同委員会が採用した見解は裁判条項の解釈・適用には関係がない、と<sup>75)</sup>。以上から ICJ は、本件においては両当事国間に条約の効力が生じた1996年9月15日を22条に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲を決定するための期日であると結論づけた<sup>76)</sup>。この結果、問題の期間の AR の ICERD 違反と AZ が主張した行為は ICJ の時間的管轄権外にあるとされ、本案審理の対象からは外された。

続いて ICJ は、AZ の代替的主張について、「もし裁判所が本案審理の段階で1996年9月15日より前に始まった継続的又は合成的行為でなお継続している行為を認定する場合には、被告国が原告に対して負う責任は関係する義務が両国間に効力を生じた日より後に生じた作為及び不作為について発生する。しかし、その日より前に発生した事実を考慮に入れることは、ICJ の管轄権の下に入る被告国のその後の行為の審理に係る限りでは、排除されていない」が、「裁判所は、1993年7月23日と1996年9月15日の間に起こったとされる行為に基づく AZ の請求を審理する時間的管轄権を欠いていると結論する。したがって、この点に関する請求はここで終結し、受理許容性の問題に関する両当事国の議論を審理する必要はない」、と判示した<sup>77)</sup>。

条約の解釈・適用に関する紛争については紛争当事国間に条約が発効し

---

75) ICJ, *Applications of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)*, Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024, *supra* note 8, paras. 48-55 (in particular, paras. 50-54).

76) *Ibid.*, para. 55.

77) *Ibid.*, paras. 61-64. なお国家責任条文14条2項は「国の継続的性質を有する行為による国際義務の違反は、その行為が継続しかつ国際義務と一致しない状態が続くすべての期間に及ぶ」と定め、15条2項は「(全体として違法となる一連の作為又は不作為を通じての国の国際義務の違反は)、当該の一連の作為又は不作為の最初のものに始まる全期間に及び、並びに、これらの作為又は不作為が繰り返されかつ国際義務と一致しない状態が続く限り継続する」と定める (Articles on States for internationally wrongful acts, Article 14, paragraph 2 and Article 15, paragraph 2, A/RES/56/83, p. 4 (Annex); See also, *YbILC*, 2001, Vol. II, Part Two, pp. 59-64.)。

た日をもって決定的期日とみなし、別段の意思が証明されない限り、ICJの時間的管轄権はこの期日より前に生じた出来事に起因する紛争には及ばないと決定する実行は以前にも見られたが、本判決はこの実行の根拠を、条約実体規定の不遡及の原則並びに国際裁判管轄権の根本原則と性格づけられた紛争当事国の同意原則、相互主義原則及び国家平等原則から理論的に跡付けた点に特徴があるといえよう。

(b) ICJの時間的管轄権に対する *obligations erga omnes partes* の影響に関する少数意見

判決に対して3名の判事が反対意見を述べたが、上記①及び②の双方に関して多数意見に反対したのはクリーブランド判事である。同判事は、マブロマチス事件 PCIJ 判決を引用して、ICERD22条に裁判所の時間的管轄権を制限する文言がなく、両国はこの効果をもたらす留保を付していないことを確認した段階で裁判所は時間的管轄権を認め、検討の対象をAZの当事者資格の問題に転換すべきであり、*obligations erga omnes partes* の違反について他国の法的責任を援用する国は、両国の間に相互主義的關係 (*inter partes reciprocal relationship*) が存在することを前提にしなければならないのかという最重要問題を検討すべきであったが、それをしなかったために誤った結論に到達した、と批判する<sup>78)</sup>。同判事の意見は要旨次のよう

---

78) Dissenting opinion of Judge Cleveland, para. 4 and paras. 10-11 <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-06-en.pdf>>. 問題の期間中ARはICERD当事国だったから同国に条約の実体的義務が遡及的に適用されたわけではなく、紛争が生じてAZが裁判条項を援用した時には両国は条約当事国であったから条約義務がいずれかの国に遡及適用されたわけでもない」と述べる (*Ibid.*, para.9)。訴追か引渡しかの義務事件判決はベルギーとセネガル間にICERDが発効する前のセネガルの行為に裁判所管轄権が及ばないことを示す先例とはいえず (*Ibid.*, para. 14)、クロアチア対セルビア事件判決は裁判条項に基づき被告国を訴えることができるか否かは原告国ではなく被告国に対する条約義務の時間的範囲に従うことを示唆し (*Ibid.*, para. 16)、さらにBH対FRY事件先決的抗弁判決は、被告国が条約当事国となった後の出来事から生じる請求に管轄権を制限する旨の規定がなく、紛争の両当事国が裁判所の時間的管轄権に対する留保を付しておらず、条約義務の *erga omnes partes* な性格を支持する場合には裁判所の時間的管轄権に対する抗弁をしりぞけることができることを示唆する (*Ibid.*, para. 21.)、とも述べる。

であった。ICERD に定める義務の *erga omnes partes* な性格は、すべての当事国がその遵守に利益を有し、この義務は専ら他の当事国に対して負うのではなくこの義務により保護される個人及び集団に対して負うから、原告適格は違反が発生した時ではなく紛争が生じ請求が提出される時の原告国の地位に基礎を置く。したがって、AZ は AR が ICERD に加入した後に負う *erga omnes partes* な義務を擁護するために「手続的受託者」として適正に本件手続を進めることができる。パレスチナ国対イスラエル事件の CERD 及びアドホック調停委員会は条約に定める義務の非相互的で対世的な性格に依拠して条約11条～13条に定める通報手続で当事国は被告国が条約義務を負っているどの時期についても請求を提起できることを認め、この手続で解決できない国家間紛争を22条に従って ICJ に提訴できることを認めた。またオーストリア対イタリア事件で欧州人権委員会は、欧州人権条約の義務は締約国間の主観的で相互主義的な権利ではなく個人の人権を侵害から保護することをめざしており、24条に基づき請求を行う国は自国の権利を行使するためではなく欧州公序の違反を委員会に提起するため請求を行っているともみなすべきであり、国内裁判手続時点でイタリアがオーストリアに条約上の義務を負っていなかったという事実はオーストリアが条約違反を主張することを妨げるものではないと強調した。これらは、*erga omnes partes* な義務は侵害発生時に国家相互間で条約義務が生じていることを必要とせず、被告国が義務を負っていれば十分であることを示す重要な先例といえる<sup>79)</sup>。本件判決は、国家責任条文13条及び42条によれば、国は問題の行為をしたときに義務に拘束されていなければその義務に違反したことはないし、他の国の責任を援用しようとするときは責任を負う国が違反したとされる義務を請求国に対して負っていたことを示さなければならないが、AR は問題の期間に AZ に対して ICERD 上の義務を負っていなかったという。しかし、この原則は自国民を保護しようとする「特

---

79) *Ibid.*, paras. 29-44, in particular, paras. 32, 38-39, 42 and 44.

に影響を受けた」国としての AZ の地位には妥当するとしても、AR の *erga omnes partes* な義務を援用する AZ の地位を無視している。国家責任条文 48 条によれば、もし違反のあった義務がその国を含む諸国の集团的利益を保護するために当該集団に対して負う義務である場合には、当該集団の被侵害国以外のどの国であっても責任を援用する資格がある。AZ は権利を侵害された個人の手続的受託者として請求を提起するのであるから、違反行為発生時点において、AR が AZ に対して二辺的な義務を負っている必要はなかった、というのである<sup>80)</sup>。

ユスフ判事は、パレスチナ国対イスラエル事件の CERD 決定及びオーストリア対イタリア事件欧州人権委員会決定にはふれることなく、第 3 章で扱った諸決定も例外事由を認めていたことに鑑みれば、上記①及び②の判決の問題の立て方が誤っているとする<sup>81)</sup>。他方、多数意見のトムカ判事及びチャールズワース判事も、先例から見れば、ICERD22 条が両国間に効力を発生した後に、これより前に発生した出来事に ICJ の時間的管轄権が及ばないとは必ずしも言えないが、問題の期間に AR は AZ に対して ICERD 上の義務を負っていなかったから AZ は AR の責任を援用する権利を有し

---

80) *Ibid.*, paras. 45-51, in particular, paras. 46-48. 同判事は、集団殺害禁止と同じく人種差別禁止は *erga omnes* でもあり、そのような義務は諸国間の二辺的關係の領域を超越し、すべての国が権利の実現に法的利益を有すると述べ (*Ibid.*, para. 48)、さらに、ガンビア対ミャンマー事件判決は、当事者資格をすべての他の当事国に、区別なしに、また追加条件を付さずに付与しようとするものであったが、本件判決は不適切にも国家責任条文 48 条を無視して 42 条を裁判条項に適用し当事者資格に条件を付すことによりガンビア対ミャンマーの先例法理を制約する効果をもたらしたと指摘し、AZ が「特に影響を受けた」国の資格で条約当事国となる前の AR の違反行為に対して救済を求めることができるかという問題があるとしても、それによって obligations *erga omnes partes* の違反の責任を援用する AZ の当事者資格が損なわれるものではないと主張する (*Ibid.*, paras. 49-50)。

81) Declaration of Judge Yusuf, paras. 3-12, <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-02-enc.pdf>> 本件の実体問題は AR が上記期間に条約義務を負っていたか否かにあり、手続問題は紛争が付託されたときに当事国間に付託合意があったか否かにあったが、いずれの問いにも肯定的な回答ができるから、義務の対世的性格に関係なく、BH 対 FRY 事件及びクロアチア対 SM 事件の先決的抗弁判決に従えば、ICJ は上記 AR の行為に管轄権を有していた、という。

ていない(トムカ判事)、又は、AZは裁判所の前で「手続的受託者」であると同時にARの違反により「特別に影響を受けた国」だと主張し、自国及び自国民が被った損害に対する金銭賠償を命じるよう請求したが、問題の期間にAZが被侵害国としての法的地位を有していたとは言えないから判決に賛成する(チャールズワース判事)とする見解を示した<sup>82)</sup>。トラディ判事も、AZが条約当事国でなかったときに行われた行為に同条約に基づく請求を提起できるとする22条解釈は不遡及原則により排除されるし、ARがAZに時期的に請求できない行為についてAZがARに請求できることを認めることは相互主義原則により排除されるという解釈が、アムバティエロス事件等の一連のICJ判決により支持されるとは言えないまでも否定されなかった<sup>83)</sup>。提起された問題は、時間的管轄権というよりAZの原告適格の問題だと考える裁判官が一定数存在したことを示すが、同種の問題がこれまでICJの時間的管轄権の問題として処理されてきたことに鑑み、本稿でも時間的管轄権の問題として検討する。

(c) obligations *erga omnes partes* と時間的管轄権の関係に関する  
多数意見と少数意見の争点についての留意事項

人種差別撤廃条約適用(AZ対AR)事件の先決的抗弁判決は、AZが専らICERDのobligations *erga omnes partes*の援用資格に基づいて本件訴えを提起したとは判断していない。しかし仮にそうであったとしても、この判決は、①多数国間条約の裁判付託条項に基づく条約の解釈・適用紛争に対するICJの管轄権の時間的範囲は、紛争当事国相互間における当該条約の実体規定の時間的適用の範囲(条約規定又は条約の特別の目的等による例外が証明される場合を除き条約不遡及の原則により規律される。)によって決定されるか

---

82) Separate opinion of Judge Tomka, paras. 6 and 8-24 and 27. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-01-enc.pdf>>; Separate opinion of Judge Charlesworth, *supra* note 2, paras. 4-16, 17-21, particularly paras. 19-21.<<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-05-en.pdf>>

83) Dissenting opinion of Judge Tladi, paras. 8-9, 12, and 13-25. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-07-enc.pdf>>

ら、紛争当事国間に当該条約に定める義務が効力を生じた日を決定的期日としなければならないこと、② 裁判付託条項に基づく ICJ の管轄権は、管轄権に関する規則である同意の原則、相互主義の原則及び国家平等の原則により規律され、明示の例外規定のない限り、当該条約に定める義務の *erga omnes partes* な性格を理由として変更することはできないこと、それらの帰結として、③ 裁判付託条項に基づく司法手続は紛争主題となっている条約上の義務に双方の紛争当事国が拘束されているときに生じた出来事に関係する紛争を解決するためにのみ利用することができること、を明確に定式化してみせた。判決のこの定式化は、ICJ の先例に照らす限りでは概ね正当化できるものであろう。アムバティエロス事件 ICJ 判決 (傍論) は、条約の裁判付託条項に基づく ICJ の時間的管轄権は、実体規定に条約不遡及の原則が適用されるために例外事由がない限り、紛争当事国間に当該条約の効力が発生して以降に生じた解釈・適用紛争にのみ及ぶとする先例をつくった。ジェノサイド条約適用 (BH 対ユーゴスラビア) / (クロアチア対セルビア) 両事件の先決的抗弁 / 本案判決、さらには訴追か引渡しかの義務事件判決 (ベルギーの当事者資格が専ら拷問等禁止条約 6 条 2 項及び 7 条 1 項の義務の *erga omnes partes* な性格に基づいて認められた) は、*erga omnes partes* な性格をもつ条約に関する紛争を扱っていたが、ICJ が管轄権を基礎づけるために「形式上」注視したのは紛争当事国相互間に二辺的な条約上の権利義務関係が成立していたか否かであった (ただし、ジェノサイド条約適用事件では複雑な条約承継問題のため決定的期日に該当する日の確定を回避した)。ICJ は、条約義務の強行規範としての性格又は *erga omnes partes* な性格がそうした義務に関する条約当事国間の解釈・適用紛争に対する ICJ の管轄権を自動的にもたらすものではないことを繰り返し指摘してきた。したがって、紛争主題となる条約義務が *obligations erga omnes partes* であったとしても、当該条約の裁判付託条項に基づく紛争当事国間の紛争を処理する ICJ の時間的管轄権は、当該紛争当事国相互間に二辺的な条約上の権利義務関係が成立して以降に生じた出来事に直接関係する紛争に限られる、とすること

は先例に則ったものといえる。実際問題、他の条約当事国による obligations *erga omnes partes* の違反を ICJ に訴えるにしても、同条約の当事国でない国が訴えることはできないし、その国が条約当事国となった後に条約当事国ではなかった時の他当事国の義務違反を援用しようとしても、両当事国相互間には当該条約上の実体的権利義務が存在していなかったことを度外視することは必ずしも容易なことではない。

しかし、それにも拘らず、上記の3事件では条約不遡及の原則も相互主義の原則も厳密には貫かれなかったし、これらの原則の例外をもたらす理由が説得力ある形で判決中に述べられていたわけでもなかった。例えば、BH 対ユーゴスラビア事件1996年先決的抗弁判決は、BH における武力紛争開始以来の民族浄化行為に遡及して ICJ の時間的管轄権が及ぶことを認めただが、マブロマチス特許事件 PCIJ 判決の定式を引用し、この解釈がジェノサイド条約の目的に適合すると述べただけで、それ以上の説明をしなかった。またクロアチア対セルビア事件の2015年判決は、FRY 樹立前だけでなくクロアチア独立前に実行された民族浄化行為にも ICJ の時間的管轄権が及ぶとしたが、この解釈の根拠は、ジェノサイド条約9条に定める国の責任に関する紛争には SFRY が同条約違反行為によってクロアチアに対して負った責任の FRY による承継の有無をめぐる紛争が含まれるというものであった。同判決は、FRY が SFRY の継続国であり承継国ではないとする FRY の主張を認めなかったから、なぜ FRY のみについて SFRY の責任の承継が問題になるのかを疑問視した反対意見等に対して説得力ある説明となっていたとは思われない。これに対して、訴追か引渡しかの義務事件では、ベルギーとセネガルの相互間に拷問等禁止条約6条2項及び7条1項の義務 (*erga omnes partes* な性格を有する) が効力を生じた後に、セネガル裁判所がアブレの訴追及びベルギーへの引渡しを拒否しそれに起因して両国間に紛争が生じたため、2012年 ICJ 判決は、両国間において条約不遡及の原則及び相互主義の原則が満たされていることを確認した。もっとも判決が確認した相互主義は、両国間に条約の効力が生じた後は相互に6条2

項及び7条1項の遵守義務が生じ、他方の国に義務違反があれば30条に基づき相互にICJに提訴できるという抽象的レベルの相互主義で、本件の具体的事情の下でセネガルはアブレの拷問関与行為に上記2か条を適用する義務を負っていたが、ベルギーは条約上アブレに対して同様の義務を負ってはいなかった(条約不遡及の原則)という点での非相互主義は問題にしている<sup>84)</sup>。要するに、これら3件の先例(*obligations erga omnes partes*に関係する条約の解釈・適用紛争の時間的管轄権に関係する。)となりうる判決では、条約不遡及の原則、同意の原則、相互主義の原則に依拠しつつ紛争当事国相互間に二辺的な条約関係が成立したことを基礎に置いて、それより後に発生した出来事に起因する紛争にのみICJの時間的管轄権が及ぶとしながらも、実際には、なんらかの理由によって被告国が*obligations erga omnes partes*を実質的に負ったと考える時点にまでICJの時間的管轄権を拡張する傾向がみられたことは事実である。しかしあくまで原則は、ICJの管轄権は紛争当事国相互間に二辺的な条約関係が成立した後に報じた出来事に関する紛争にのみ及ぶのであって、それより前の出来事に関する紛争に管轄権を及ぼすにはその例外となる特別の事情を証明しなければならなかった。

ところが人種差別撤廃条約適用(AZ対AR)事件においては、AZ及び若干の判事が同条約に定める*obligations erga omnes partes*は締約国相互間に二辺的な権利義務を生じさせるものではなく、条約に定める人権の遵守をすべての他当事国に対して負う義務を設定するものだから、各国がこの客観的義務を負った時点がICJの時間的管轄権の基準日とならなければならない、

---

84) 選択条項受諾宣言の合致に基づくICJの時間的管轄権に係る相互主義原則の適用範囲について、インターハンデル事件のICJ先決的抗弁判決は、ワシントン協定に基づく実体的権利義務の効力が紛争当事国間に生じておれば、スイスの選択条項受諾宣言の受諾の前に米国・スイス間に発生した紛争に両国の選択条項受諾宣言を根拠としてICJが管轄権を行使しても(米国はスイスの受諾宣言前に発生した紛争を訴えることはできないが、スイスは同じ紛争を訴えることができることになっても)相互主義原則に反しないとした(薬師寺公夫、前掲論文注(1)1052-1054頁)。しかし、人種差別撤廃条約適用(AZ対AR)事件では、両当事国間にICJが効力を生じる前は、条約に定める実体的権利義務が両国間に発生していないという違いがある。

遅れて条約に参加した国もその時点から同様の義務を負うとともに、この制度の手続的受託者としてそれぞれの国が負っている客観的義務の違反をICJに提訴する権利を取得し、ICJはいずれの条約当事国から提訴された他当事国に対する請求にも管轄権を行使しなければならない、とする考え方を支持した。ARがAZに侵攻してナゴルノ・カラバフ地域を占領したときにARはICERDの当事国だったから占領下の住民に対して条約上の義務を負うと同時に同条約の諸規定を遵守する義務を他のすべての当事国(非当事国のAZは含まれていない。)に対して負っていた可能性は多数意見も否定しない。AZが主張したのは、AZ自体に対する義務違反ではなく占領地住民に対するARの義務違反でありうる。ラグラン事件ICJ判決は、領事関係条約の紛争解決議定書の当事国は、同議定書の裁判付託条項に基づいて、領事関係条約が条約当事国に付与した国家の権利だけでなく外交的保護権を行使して同条約36条1項に定める派遣国の国民個人の権利をも請求できることを認めた<sup>85)</sup>。さらにILCの国家責任条文48条2項は、obligations

---

85) 領事関係条約36条1項(b)が領事派遣国の権利だけでなくその国民個人の権利も定めると認めたラグラン事件判決は、領事関係条約紛争解決議定書1条に定める「条約の解釈又は適用から生ずる紛争」には、「同条約36条1項(b)が個人の権利を創設したか否か、並びに、ドイツが自国民のために個人の権利を主張する原告適格を有するか否かに関する紛争」が含まれ、外交的保護が慣習国際法上国自身の権利を主張する概念であるという事実は、「個人の権利を創設した条約の当事国が、自国民の事件を取り上げて、条約中の裁判条項に基づいて当該自国民のために国際司法手続を開始することを妨げない」と判示した。*LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, ICJ Reports 2001*, p. 466, at pp. 482-483, para. 42. この事件では紛争発生時点で米国もドイツも領事関係条約紛争解決議定書の当事国であったから、ドイツの外交的保護権行使によるラグラン兄弟個人の権利に関する請求も議定書1条の下でICJの管轄権の下に入ると認定された。しかし仮にドイツが領事関係条約のみの当事国で議定書当事国ではなかったとしたら、米国の36条1項(b)違反の行為によってラグラン個人の権利が侵害された事実には変わりはないが、ドイツは議定書加入前に個人の権利を援用してICJに提訴することはできなかった。ドイツが後に議定書に加入し、既に領事関係条約の下で確定しているはずの米国によるラグラン個人の権利侵害に対する賠償を請求したと仮定した場合、議定書1条をこの請求に適用してICJに管轄権を認めるか否かは、それ自体が紛争になりうる。2006年にILCで採択された外交的保護条文1条及び2条の註解は、現在では国籍国の外交的保護権は国家自身の権利だけでなくその者のために(その者を代理して)国が行動する国民被害者の権利(the rights of the

*erga omnes partes* についてはすべての条約当事国が条約に定める権利の受益者である個人（請求国の国民であるか否かを問わない。）のために請求を提起できる資格をもちうることを定めており、仮にこの条項が実定法を反映したものだとするれば AZ は48条2項の権利を行使したとみなすことも不可能ではない。しかし若干の判事は、AZ は実際には国家責任条文42条にいう obligations *erga omnes partes* の違反の被侵害国又は特別被影響国としての賠償請求も行っていると指摘し、両国間に ICERD の義務が効力を生じていない期間の AR の行為により AZ が被侵害国又は特別被影響国となることには疑問を呈した。AZ が ICERD の当事国となるまでは条約22条に基づき AR の違反行為を ICJ に提訴する権利を否定しながら、ひとたび AZ が条約当事国となった後は、これより前の AR の違反行為についても ICJ に提訴できる（ICERD 上の権利義務は両国間に発生していなかったにも拘わらず）とすることには、論理的な難点を否定できない。

しかし反対意見が指摘するように、人権条約義務の客観的な性格又は対個人的で *erga omnes partes* な性格を根拠として、人権条約の国家申立（通報）事件では、被告国が負った条約義務の客観的な性格又は対個人的で *erga omnes partes* な性格を理由に、原告国と被告国の間に条約関係が成立する

---

injured national on whose behalf it acts) を主張するものと理解されるようになっており、国家間レベルで国家により行使される外交的保護が外国で人権を侵害された人の保護のための重要な救済手段であると指摘する。Report of the ILC on the Work of its fifty-eighth session, *YbILC 2006, Vol. II Part Two*, pp. 27-28, Commentary to draft article 1, paras. (3) - (5) and draft article 2, paras. (1) - (2). これを受けてディアロ事件の ICJ2007年先決的抗弁判決は、当初外国人の待遇の最低限度の違反に限られていた外交的保護の事項的範囲は、その後範囲が拡大し、特に国際的に保障された人権を含むようになり、この事件ではディアロの逮捕・拘禁・追放の結果コンゴによるディアロ個人の権利の侵害について彼を代理しての外交的保護が追及されていると特徴付けた。Ahmadou Sadio Diallo (*Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo*), *Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2007*, p. 582, at p. 599, paras. 39-40. ILC の外交的保護条文は、国籍国による自国民（永住者、難民等を含む）個人のための請求まで個人の保護の範囲を広げたが、国家責任条文48条はさらに人権保護の範囲を国際違法行為国の国民のための保護にまで拡大していると考えられる。

前に発生した被告国の義務違反の責任を問う申立(通報)に対する条約実施機関の時間的管轄権を認めた決定が存在する。多数意見は、国家申立(通報) 手続の下での人権条約実施機関の機能と裁判付託条項に基づき条約の解釈・適用紛争を処理する ICJ の機能は異なるために前者の先例は後者の手続には適用できないとみなした。しかし、人権条約実施機関は人権条約上の義務の上記のような性格を理由になぜ条約実施機関の管轄権の時間的範囲を拡張できたのか、両手続のどのような性格の違いが ICJ 多数意見が指摘するような時間的管轄権に対する対応の仕方の違いをもたらしているのか。本稿の最後にこの点を検討しておこうと思う。

## 第2節 人権条約義務の性格と国家申立(通報) 事案に対する

### 条約実施機関の時間的管轄権——人権条約の解釈・適用紛争に対する人権条約実施機関と ICJ の管轄権は何か違うのか

(i) 紛争当事国に条約関係が成立する前の出来事に人権条約実施機関が時間的管轄権を及ぼした事例

#### (a) オーストリア対イタリア事件欧州人権委員会の決定

イタリアのフンドレスで起こった税関職員殺人事件で容疑者とされたオーストリア系の青年たちが刑事裁判手続と刑の宣告(ボルツァーノ州裁判所1957年3月27日判決、トレント控訴裁判所1958年3月27日判決、イタリア破毀院1960年1月16日判決)において、証人申請の拒絶、反イタリア感情に基づく政治犯罪という偏見による無罪の推定からの逸脱、イタリア語中心の陪審員の構成の不公平など1950年欧州人権条約(ECHR)の6条1項、2項、3項(d)及び14条違反の扱いを受けたとしてオーストリア(1958年9月3日条約発効)が1960年7月11日にイタリア(1955年10月26日条約発効)を欧州人権委員会に訴えた事件(申立 No.788/60)で、欧州人権委員会は、1961年1月11日に、一部を除きオーストリアの請求を受理許容できると決定した。この事件でイタリア(ITA)は、オーストリア(AUS)に条約が発効する日まで同国との相互間で人権条約上の義務を負っておらず、この日より後に下された判決

は破毀院判決しかなく、この判決自体に不服が提起されてもいないので、AUSの申立を時間的に受理非許容とするよう主張した。これに対してAUSは、ECHR46条2項(人権裁判所管轄権)及びICJ規程36条2項とは異なり、ECHR24条(欧州人権委員会への国家申立)は相互主義を条件とすることを規定しておらず委員会の時間的権限は国によって同一ではなく、またITAは批准書寄託日以降その管轄下にあるすべての個人に対して条約に定義する人権を保障する義務を負っているからAUSは同国の批准書寄託の時からこれより前に発生した出来事についてもITAに対して申立を行うことができると主張し、さらにこの主張が認められなくても、フンドレスの青年たちの裁判は全体として見なければならぬから、破毀院判決の日が国内裁判所の最終決定の日とみなさなければならぬと主張した<sup>86)</sup>。欧州人権委員会は、AUSは同国が条約当事国となる前に行われたボルツァーノ州裁判所及びトレント控訴裁判所の手続に関する条約違反並びに条約当事国となった後に行われた破毀院手続に関する条約違反に言及する資格があると判定し、AUSの代替的主張について検討する必要はないと決定した<sup>87)</sup>。委員会は、その理由を要旨次のように説示した。

ECHR24条はいかなる締約国にも他の締約国による条約規定の違反の申立を委員会に付託する権限を与えており、条約のどの規定もこの権限が申立国の条約批准の後に生じた問題に関係した違反に限定されると定めていない。マプロマチス特許事件PCIJ判決は疑いのある場合には国際協定に基づく管轄権は、その設定後に付託されるすべての紛争に及ぶと判示している。AUSがITAより後に条約違反の申立を委員会に付託する権利を取得したという単なる事実は、ボルツァーノ裁判所判決及びトレント控訴裁判所における手続に関する不服提出を妨げるに足る十分な理由にはならぬ

---

86) Decision of the Commission as to the Admissibility of Application No. 788/60 lodged by the Government of the Federal Republic of Austria against the Government of the Republic of Italy, *YbECHR*, 1961 (Nartinus Nijhoff, 1962), pp. 126-129 and pp. 132-135.

87) *Ibid.*, pp. 142-143.

い<sup>88)</sup>。AUSが条約当事国となる前の期間に、(a)ITAはAUSに対して条約義務を負っていないか、又は、(b)ITAはAUSの管轄権内で人権侵害が生じて委員会に申立を提起する相互主義的権利を有していないことを理由に、AUSは最初の二つの裁判手続に関する申立を行うことを妨げられるといえるか否か。条約前文から明らかなように、条約締結の目的は、個々の国益を追求するために互いに相互主義的権利義務を認め合うことではなく欧州評議会の目的と理想を実現し、政治的な伝統、理想、自由及び法の支配という共同財産を擁護するために欧州の自由な民主主義の共通の公序を樹立することにあり、このために締約国は条約1条で第1節に定義する権利及び自由をその管轄権内にいるすべての人に例外なく確保することを約束した。したがって、条約当事国となることによって、国は、これらの権利及び自由を自国及び他締約国の国民だけでなく条約非当事国の国民及び無国籍者にも確保することを約束したのであり、締約国が引き受けた義務は、本質的に客観的な性格を有し、締約諸国それぞれ自身のために主観的で相互主義的な権利を創設するものというよりも個人の基本権をいずれの締約国による侵害からも保護することが企てられている。この客観的性格は条約手続にも、条約に定める権利及び自由の締約諸国による集団的保障という概念で表現されており、ECHR24条により「締約諸国は、被害者が申立国の国民であると否とに関係なく、また申立国の利益に特に影響を与えたか否かに関係なく、いずれの締約国にもいかなる条約違反の申立をも委員会に付託する権限を与えられ、締約国が24条の下で委員会に条約違反の申立を行うときには、締約国は自国の権利を執行するための訴えの権利を行使しているのではなく、欧州の公序の違反の申立を委員会に付託しているものとみなさなければならぬことになる」。したがって、AUSは当事国となった後には、集団的保障制度に従って他の締約国と同じ権限をもつべきであり、州裁判所及び控訴裁判所手続の時期にITAがAUSに

---

88) *Ibid.*, pp. 136-137.

対して条約義務を負っていなかったという事実は、AUS がそれらの手続において条約違反があったことをこの手続で主張する障害とはならない。1958 年 9 月 3 日まで ITA はこの日より前の出来事について AUS に対する不服を相互主義的に付託する権利をもたないが、この時間的要素に関する相互主義の欠如は、専ら AUS が条約制度に服していなかったことによるもので 24 条の下で締約国の間に区別を設けることによるものではない、と<sup>89)</sup>。

この決定は 60 年以上も前のものであるが事件の事実は、紛争処理機関の時間的管轄権及び手続の原告適格という争点に関して見る限り、AZ 対 AR 事件の事実と似ており、対個人的でかつ *erga omnes partes* な性格をもつ実体的義務の相互主義との関連並びに手続的義務への影響について多くの示唆を与えている。その点の検討に入る前に、クリーブランド反対意見が、依拠したもう一つの決定であるパレスチナ対イスラエル国家通報事件人種差別撤廃委員会 (CERD) 決定にふれておきたい。

(b) パレスチナ対イスラエル事件人種差別撤廃委員会管轄権決定

本件は、パレスチナ (PAL、2014 年 4 月 2 日加入) がイスラエル (ISR、1979 年 1 月 3 日批准、2 月 2 日発効) は PAL 占領地で PAL 市民に対して ICERD の 2 条、3 条及び 5 条の違反行為を行っているとして 2018 年 4 月 23 日に CERD に国家通報した事件である<sup>90)</sup>。ISR は ICERD 22 条には留保を付していたが、11 条～13 条の国家通報手続には留保を付していなかった<sup>91)</sup>。PAL は、ISR が 1979 年 1 月 3 日以降 ICERD の当事国であることから、CERD は ISR が同日以降に行っていたいかなる条約違反行為も審査すべきだと主張し、その根拠として、条約 11 条～13 条に定める手続を援用する国は、その国に条約が発効する日以降に生じた条約違反行為のみを CERD に通報できるとする規定はないし、このような解釈を認めれば義務の対世的性格は損われる

---

89) *Ibid.*, pp. 138-143.

90) UN Doc. CERD/C/100/3 (decision adopted on 12 December 2019), p. 1, paras. 2 and 4.

91) *Ibid.*, p. 2, para. 6.

と述べた<sup>92)</sup>。しかし ISR は、PAL と条約関係入ることを拒否し、CERD には条約当事国でない国からの国家通報を検討する管轄権がないから PAL の国家通報を受理非許容とするよう求めた<sup>93)</sup>。CERD の求めに応じた国連法務部は、PAL は ICERD の条約当事国であるが、一方的な宣言によって他の特定の条約当事国との条約関係の成立を阻止することができるから、PAL との二辺的な条約関係の成立を拒む ISR の宣言の結果、CERD は PAL の提起した国家通報を検討できない、とする覚書を作成した<sup>94)</sup>。しかしこの内容が事前に ISR に漏れていたことが判明し、CERD は手続公平のために覚書に対する PAL の反論を待って、2019年12月19日に10対3、棄権2で CERD には PAL の国家通報を検討する管轄権があると決定した<sup>95)</sup>。CERD は、一般国際法上、多数国間条約の当事国は、特定の条約当事国又は実体(entity)との相互間において条約関係の成立を拒むことが可能であるが<sup>96)</sup>、条約の実体規定が国家間の主観的・双務的な権利義務ではなく個人の人権を保護する客観的・対世的な義務を定める人権条約の場合には、客観的義務の履行を監視するために設けられた固有の集団的保障手続を特定の当事国間において除外することはできず<sup>97)</sup>、特に人種差別撤廃という崇高な目的のため国家通報手続の受諾が義務化されている ICERD においては、CERD は原告国と被告国との間に条約関係があるか否かに関係なく提起された国家間通報を検討することができる<sup>98)</sup>、と結論づけた。このように本

---

92) *Ibid.*, p. 3, para. 14. この項は、「申立国が提出した通報」というタイトルの下で掲げられているため委員会の決定というより原告国 PAL の主張と思われる。

93) *Ibid.*, p. 6, para. 31.

94) UN Doc. CERD/C/100/5 (decision adopted on 12 December 2019, reissued on 15 July 2021), p. 2, paras. 4-6.

95) *Ibid.*, p. 13, para. 67. See also, joint opinion by Committee members Marc Bossuyt, Rita Izák-Ndiaye, Keiko Ko, Yanduan Li and María Teresa Verdugo Moreno (dissenting), *ibid.*, pp. 14-17, paras. 1-18.

96) *Ibid.*, pp. 5-6, paras. 24-36.

97) *Ibid.*, pp. 7-10, paras. 37-54.

98) *Ibid.*, pp. 10-12, paras. 55-61.

件の争点は、CERD の人的管轄権の有無にあり、国連法務部（及び CERD 少数意見）と CERD 多数意見との見解の相違点は、人権条約の実体義務の対世的・客観的性格及び条約実施制度の集団的性格が認められる場合に、条約当事国は特定の他の当事国との間の二辺的条約関係を否定することにより条約実施制度から離脱できるとする国家間通報手続の相互主義的な理解が許されるか否かにあった。多数意見が言うように ICERD の国家通報手続は ISR と PAL の二辺的条約関係に依存しないというのであれば、CERD の時間的管轄権も二辺的条約関係に依存することなく ISR に実体義務が効力を生じて以降の違反行為に及ぶということになろう。そこで以下では、CERD が ICERD11条～13条に基づく国家通報手続の適用は PAL と ISR 間の二辺的条約関係の存否に依存しないと考えた理由に今少し立ち入ってみたい。

CERD 多数意見は、上記のように、(i) 人権条約の義務の客観的・対世的性格並びに、(ii) 人種差別撤廃条約の国家通報手続の義務的性格の 2 点から二辺的条約関係の必要性を否定した。(i)について CERD は要旨次のように説明する。すなわち、「ICERD はあらゆる形態の人種差別の禁止に関係する権利の促進と保護をめざす目的をもち、並びに、対世的に適用可能な核となる義務を含んでいることに照らせば、多数の地域的文書と並んで、同じ目的を掲げる国際条約の範疇に属す。この範疇の条約の目的は、個別条約当事国の利益という限られた目的を持つ他の条約とは対照的に、共通の善に置かれている。」これらの条約は、欧州人権条約を例にとれば「締約国自身のために主観的で互換的な権利を創設するというよりはいかなる締約国の侵害からも個人の人権を保護することを目的とした客観的性質を有する。」「人権諸条約は、条約義務の非双務的な性格(non-synallagmatic character)から義務が集団的に実施されるため、また条約に固有の監視制度を設けた事実のために、条約の特殊な範疇を形成し、この範疇の条約には条約法の一定の規則は適用できない。さらに、人権条約の特殊な性格は、条約が国際社会全体に共有されている高次の共通の価値によっても鼓舞される。」「人

種差別の性格、したがって集団的保障と集団的实施に服する ICERD の義務の性格を考慮すれば、当事国は一方的行為を通じて他の当事国が条約の設定した実施手続の引き金を引くことを、この制度が条約に定める個人又は集団の権利の平等な享受の保障にとって不可欠である限度において、阻止することはできない」のである<sup>99)</sup>。続いて(ii)について、CERD は、上記の条約義務の性格に加えて、11条1項が自動的な国家間不服申立手続を定めていること、11条～13条に留保が付されていないことを考慮すれば、「条約に明示されていない条件を課すように一般国際法の規則を解釈すべきではない」と述べ、さらに定められている手続は調停手続であるから実際の、建設的かつ実効的でなければならず、国家報告手続の下での義務と国家通報手続の下での義務は、人種差別の実効的禁止の確保という共通の目的を有しており、一方の当事国の一方的な行為によって逸脱されてはならないとした<sup>100)</sup>。なお調停委員会は、時間的管轄権については、PAL が通報の唯一の焦点は被占領地域で ISR が現に犯し、以前から犯してきた違反であると述べたことに鑑みて、CERD は ISR が1979年に条約締約国となって以降に生じた違反を扱うべきであると決定したことにふれるにとどめた<sup>101)</sup>。

(ii) 人権条約の履行に関する国家間紛争に対する人権条約実施機関及び ICJ の時間的管轄権に関するアプローチの違い

上記二つの事件では、条約違反が生じたと主張された時点で、AUS・ITA 間又は PAL・ISR 間に欧州人権条約 (ECHR) 又は ICERD の条約関係は成立していなかった。それにも拘わらず、条約実施機関が時間的管轄権

---

99) *Ibid.*, p. 10, para. 46-47 and p. 10, paras. 51 and 54.

100) *Ibid.*, p. 10-11, paras. 55-56 and 60.

101) CERD/C/113/3 (2024), p.3, para. 6. もっとも調停委員会の報告書は、CERD/C/100/3, para. 14の記述を CERD の決定とみなしているように思える。実際に調停委員会の事実に関する評価では PAL に条約が発効する前の出来事も含まれている。他方、クリーブランド反対意見が引用した文書のパラグラフにも調停委員会の決定日は記載されていない。See, CERD/C/113/3/Add.2; Dissenting opinion by Judge Cleveland, para. 35 and note 41.

を肯定した主要な理由は二つあると思われる。

第1は、ECHR 及び ICERD は欧州人権公序の樹立又は共通の善の実現のために、条約に定義した人権を締約国の管轄下のすべての人（国籍に関係なく）に保障することを約束した条約であり、締約国が引き受けた実体的義務は国家相互間の相互主義的又は二辺的な処理になじまない対個人的並びにすべての他当事国に対して対世的な効果を有する客観的性格の義務であるからその性格に適合的な履行監視制度の運用を必要とするという理由である。

第2は、このため ECHR 及び ICERD は条約固有の監視機関を設けて、すべての締約国に監視機能の引き金を引く権利を認める集団的实施 (collective enforcement) の手続を整えるとともに、これらの条約は、すべての締約国に欧州人権委員会の国家申立手続（決定当時）又は CERD の国家通報手続を、相互条件によらず強制的手続として受諾することを義務づけているという理由である。実際、1950年の ECHR によれば欧州人権委員会は「締約国が行った約束の遵守を確保するために」設置され（19条）、「いかなる締約国も、他の締約国によるこの条約規定の違反の申立を……委員会に付託することができる」（24条）ことになっており、AUS は ECHR46条2項（欧州人権裁判所の管轄権）及び ICJ 規程36条とは異なり条約24条は相互主義に基づいていないことを注意喚起していた。同様に ICERD も「締約国は、他の締約国がこの条約の諸規定を実現していないと認める場合には、その事案につき委員会の注意を喚起できる」（11条）と定めており、CERD は、二辺的な条約関係の有無に関係なくどの締約国にも履行監視手続を作動させる権利を付与する11条手続の義務的で自動的な性格を強調していた。

これに対して ICERD22条に定める司法手続について、人種差別撤廃条約 (AZ 対 AR) 事件判決は、締約国による客観的義務の遵守の監視それ自体が目的のではなく、「国が当事国となることによってその国が各当事国に対して相互に引き受けることを受諾した義務 (obligations which States……have accepted to undertake vis-à-vis each other) に関する紛争を解決することが目

的であり、司法的解決は原告国に対する被告国の責任の引き受けにも帰結しうる。したがってこのメカニズムは双方の関係国が問題の義務に拘束されているときに発生した出来事に関する紛争を解決するためののみ利用できる<sup>102)</sup>、と解釈した。ICERD の義務の対個人的及び *erga omnes partes* な性格(上記第1の理由)は、この性格の義務により適合的な履行監視手続の設置を求めるが、多数意見によれば、その役割は ICERD では9条(国家報告)、11条-13条(国家通報及び特別調停)、14条(個人通報)の手続に託された。22条によれば「この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争 (any dispute between two or more States Parties with respect to the interpretation or application)」であって「交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないもの」も同条の下での紛争に入るから、例えば PAL 対 ISR 事件のような事件が11条の手続によって解決されなかった場合にも22条に基づき ICJ に付託できるように見えるが、22条に対する留保によって ICJ の義務的管轄権の自国への適用を排除することを締約国に認めてきた先例にも照らし<sup>103)</sup>、22条手続(上記第2の理由を欠く)の下では二国間に条約関係が成立していなかった段階での AR の obligations *erga omnes partes* の違反を援用する AZ の請求に対する管轄権まで行使することはできないと判断したものと考えられる。かつて小田判事は、BH 対 FRY 事件先決的抗弁事件判決(1996年)に対する宣言において、義務不履行はそれ自体条約違反ではあるが、条約当事国間に「紛争」が生じたと言えるためには違反があったというだけでなく違反によって条約が保護する原告国の権利が侵害されたことが示されなければならないが、締約国が他の締約国に対して対世的に負う義務を通じてジェノサイド条約が保護するのは個々の国家の特定の権利ではなく人権を有する人間の地位であり

---

102) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia), Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024, supra note 8, para. 54.*

103) See, e.g., *Armed Activities on the Territory of Congo, 2006 Judgment, supra note 9, pp. 33-35, paras. 71-79 and pp. 32-33, paras. 66-69.*

個人一般の普遍的利益であるから、BH と FRY の間に ICJ の管轄権の基礎となる国の責任に関する『紛争』が存在したとはいえない<sup>104)</sup>と指摘された。しかしその後状況は変化し、2000年の ILC の国家責任条文では、条約当事国間の対世的義務の違反の場合には被侵害国又は特別被影響国とは別にすべての条約当事国が侵害された自国の権利を示すことなく義務違反の認定とその停止、義務の受益者に対する賠償義務の履行を請求する一般利益国としての資格が認められ(48条2項)、そのような地位に基づく請求をめぐる紛争も条約の解釈・適用紛争として ICJ の管轄権を行使できることが現に ICJ で認められてきている。しかし obligations *erga omnes partes* の以上のような法的効果が認められるのは現に条約締約国になっている諸国間に限定されており、後に締約国になった国が先行締約国による obligations *erga omnes partes* の違反を手続的に取り上げることができるのは、上記のような特定の条件を充足する特定手続に限られている<sup>105)</sup>。

---

104) Declaration of Judge Oda, *Application of the Genocide Convention (BH v. Yugoslavia), 1996 Judgment*, supra note 10, p. 625-626, paras. 3-4 and pp. 628-630, paras. 6-10.

105) なお人種差別撤廃条約適用(ジョージア対ロシア)事件ではジョージアは1999年7月12日にジョージアとロシア間に条約の効力が生じる前の1992年以後の出来事にも言及した。本件では ICERD の解釈・適用をめぐる両国間の紛争の発生時点めぐって先決的抗弁判決(多数意見)と共同反対意見の立場が異なったが、1999年7月12日より前の出来事の扱い方には不一致は見られない。判決は、両国間に条約関係が成立する前の出来事への言及は両国間に条約が発効して以降の出来事を適切な文脈の下で検討するためのものと断っており、例えば小和田判事の個別的意見も、22条の下で時間的に管轄権が制限されている本件紛争においてはこれらの出来事は、主張される紛争が両国間に ICERD が発効する前に起源を有するが1999年以降も継続していることを示すことを除いては、法的に無関係であることはジョージア自体も認めていると指摘されている。See, *Application of the International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2011, p. 70* at p. 94, para. 50; Separate Opinion of President Owada, *ibid.*, p. 172, para. 7.

## 第4章 むすびにかえて

人種差別撤廃条約適用(AZ対AR)事件では、条約当事国間の相互主義的な権利義務を定める一般的多数国間条約とは異なり、客観的又は *erga omnes partes* な性格の義務を定める多数国間人権条約の解釈・適用・履行に関する紛争において obligations *erga omnes partes* の違反の有無が問われた場合には、ICJの管轄権の有無を決定する上で被告国がこの義務を対世的に負った日を基準に判定すべきか、それとも執筆者が先行論文で確認したように紛争当事国間に条約の効力が発生する日を基準に設定すべきかという問題、さらにICJ管轄権を判定するための基準日が確定された場合にはこの基準日より前に発生した出来事に対してICJは、人権条約実施機関が採用するような obligations *erga omnes partes* の履行を監督する機能を担うことができるのか、という問題が提起された。問題は幾人かの判事が指摘したように、ICJの時間的管轄権の問題というより、受理許容性に関わる当事者資格の問題だと見る方が妥当かもしれないが、本稿では判決の処理方法に従って時間的管轄権の側面から検討した。ICJの2024年の先決的抗弁判決は、少なくとも次の点について裁判所の判断を示したものと思われる。

① ICERD22条に基づくICJの事項的・時間的管轄権は紛争当事国相互間のICERDの解釈・適用・履行紛争を対象とするものであり、条約不遡及の原則に従って両紛争当事国間にICERDの実体条項 (obligations *erga omnes partes* も含めて) 及び22条の適用が開始されるのは両国間にICERDが効力を生じる日であるから、この日がICJの時間的管轄権の基準日(決定的期日)となる。② 義務の *erga omnes partes* な性格はICJに管轄権の根拠を直接付与するものではないという先例法理に加え、ICERDの obligations *erga omnes partes* も条約当事国になっていない国に対しては負っておらず、紛争当事国間に条約関係が生じた後に、それより前の出来事に対して遡及適

用されることもないから、義務の対世的性格が基準日に影響を与えることはなく、紛争当事国間に ICERD が効力を生じる前の出来事に ICJ の時間的管轄権は及ばない。③ 条約締約国であればどの国も他の締約国の条約義務の不遵守一般（管轄下にあるすべての個人に対する人権侵害も含めて）について苦情を提出でき、苦情があれば履行の有無について強制的管轄権を行使する機能を付与されている人権条約実施機関と条約当事国相互間の条約の解釈・適用・履行紛争を処理することを任務とする ICJ では obligations *erga omnes partes* に対する対応は異なる。④ ICJ は、紛争当事国間に ICERD の効力が生じて以降に生じている条約不履行に関する紛争に対しては事項的・時間的管轄権を有し、それが継続的行為又は合成的行為を構成する場合にも、条約関係が成立するより前の出来事に対する管轄権は有しないが、その日以降の継続的行為又は合成的行為を審理するために必要な考慮を払うことになる。

以上の ICJ の判断の個々の判示事項については関連する第 3 章の各節で論じているのでここでは繰り返さないが、次の点を指摘して本稿の課題提起としたい。第 1 に、①の点については、相互主義的義務に関する事例ではあるがアムバティエロス事件 ICJ 判決が、条約不遡及原則にふれて特別の理由がない限り条約の解釈・適用紛争においては紛争当事国間に条約の効力が生じた日を ICJ の時間的管轄権を判定するための基準日とする先例を提供した。この先例は obligations *erga omnes partes* を定める条約の解釈・適用紛争についても、黙示的に踏襲されてきた。AZ 対 AR 事件先決的抗弁判決は、「決定的期日」という概念も使用して、この根拠を明確にし、obligations *erga omnes parte* を定めた条約の解釈・適用紛争であってもこの基準日に変更はないことを確定させた。②の判示事項にも関連するが、*erga omnes partes* な義務を定める条約の解釈・適用紛争の場合には、条約当事国全体及び管轄下のすべての個人に対して負った客観的義務であることを理由に、紛争当事国（被告国）が客観的義務を負った日を基準日とすべきだという反対意見の主張は、人権条約の目的及びそれを対世的性格の義

務として設定した趣旨と整合的な解釈だと思われる。しかし、こうした性格の義務も、当事国となっていない国まで拘束していたとはいえない。それにも拘わらず、先例となる殆どの事件において、ICJは紛争当事国間に条約が効力を生じた日(決定的期日)より前の出来事に対して、前述したような相当曖昧な理由を付して裁判所の時間的管轄権を及ぼそうと試みてきた。これに対しAZ対AR事件の先決的抗弁判決は、決定的期日より前のARの民族浄化等の出来事にはICJの管轄権は及ばないことを明言した。しかし、同判決は一切の例外を認めないと述べたわけではなく、また、本家で継続的行為又は合成的行為との関連で上記出来事を考慮対象とする余地を残した。

これと関連するが第2に、②と③の論点について、人権条約に定める義務の対個人性、客観性又は *erga omnes partes* 性を理由にこれらの義務履行を求める請求は「手続的受託者」としての客観的義務の履行を求めるものだから二辺的条約関係の存在を前提とせず対世的義務の受諾日が管轄権の有無を判断する基準日となるという反対意見の主張も、それを担保する強制管轄権を含む人権条約の手続を抜きに裁判付託条項に基づくICJの管轄権の議論に移植できるかについては疑問が残る。とはいえ、国家責任条文によれば、obligations *erga omnes partes* については42条(b)(i)に定める特別被影響国(被侵害国)とは別に、他のすべての条約当事国が義務遵守に係る利益国(48条1項(a))と位置づけられ、これらの国には48条2項(ILCは漸進的発達の規則と性格づけている。)に従って国際違法行為の停止だけでなく義務の受益者のために賠償義務の履行を侵害国に対して請求する当事者資格が認められることが一般原則として定められている<sup>106)</sup>。そうであれば、48条2項に定めるこの資格がどのような具体的条件の下で認められるのか手続的要件も含めてより具体的な検討が必要になっていると思われる。

第3に、④については、ICJの時間的管轄権と本案における継続的行為

---

106) Article 48 and its Commentary, see, *YbILC 2001*, Vol. II Part Two, pp. 126-128, paras. (1)-(14).

又は合成的行為の関係についても、さらに検討を要する課題が提起されているように思われる。例えば、訴追か引渡しかの義務事件判決が本案についてセネガルの6条2項及び7条1項違反を認定するにあたっては、特に2000年以降のセネガル国内裁判所の訴追拒否及び犯罪人引渡し拒否の決定を中心においてこれらの条項の違反を認定したが、同じ出来事を契機としつつもセネガルが拷問等禁止条約の義務を受諾した日を起点においてアブレ容疑者に対する同国の取扱いの仕方を同条約5条及び7条1項違反と認定した拷問禁止委員会の決定と結論においては大きな齟齬のないように7条1項の解釈・適用について配慮がなされていることがうかがわれる。人種差別撤廃条約適用 (AZ 対 AR) 事件において、「決定的期日」をまたがる継続的違反等を時間的管轄権の決定とどう整合するように処理するのかは、係争中の事件の本案を待たなければならないが、ICERD、CAT、自由権規約委員会、欧州人権委員会や欧州人権裁判所のように人権条約の個人申立 (通報) 手続で同種の事件が人権侵害の被害者によって提起され、継続的侵害についてもさまざまな先例が集積<sup>107)</sup>していることも、裁判付託条項に基づき ICJ に提訴された国家間訴訟とでは性格が異なるとしても、ICJ の継続的行為又は合成的行為の解釈に一定の影響を与えるかもしれない。人権条約の obligations *erga omnes partes* に関する解釈・適用・履行に関する条約当事国間の紛争であって裁判付託条項に基づき ICJ に提起された紛争に対する ICJ の時間的管轄権が ICJ によって扱われた事例はまだ少なく、この時点で何らかのまとまった結論を出せる状況にはないが、以上のような特徴と課題を記すことによってさらにこれ以降の方向性を見届けたいと思う。

---

107) See, Kimio Yakushiji, Jurisdiction *ratione temporis* over continuing violation and a violation of procedural obligation under the International Covenant on Civil and Political Rights, *supra* note 2, pp. 415-430.